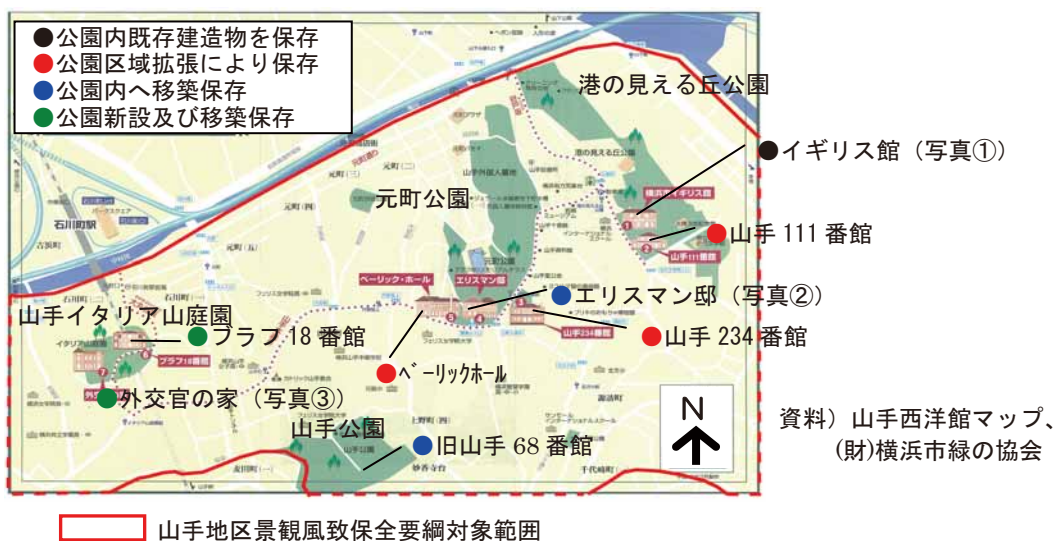


08 やまてふうちちくせいようかんこうえんぐん 山手風致地区西洋館公園群	(公園種別) 特殊公園(風致公園) 近隣公園	(所在地) 神奈川県横浜市中区
	(管理者) 横浜市	

特徴	●歴史的建造物と一体となった公園整備により、歴史を生かしたまちづくりに寄与 地区内に分散して残る歴史的建造物を複数の都市公園内で保存・活用することにより、 歴史を生かしたまちの景観保全に寄与している。	
隣接施設等の 種類と名称	歴史的建造物	・国指定重要文化財(外交官の家)、市指定文化財、市認定歴 史的建造物、市登録歴史的建造物 計8棟
	建築物	・「山手地区景観風致保全要綱」、「山手まちづくり協定」対象 建築物
立地環境	既成市街地(かつての外国人居留地の面影が残る風致地区)	

隣接施設等との一体化・連携の概要

- ◆1 計画・管理運営段階における建築物との連携：
風致地区内の公園における歴史的建造物の保存・活用 【骨格形成レベル・空間確保レベル】
「歴史を生かしたまちづくり」により、かつての外国人居留地だった山手地区において、市が建築物
を買取り(寄贈も含む)、建築物の移築や公園区域の拡張により公園区域内で西洋館を保存し活用。
- ◆2 管理運営段階における周辺建築物との連携：
公園における西洋館保存と一体となった住民独自のルールづくりによる地区内の景観誘導
【骨格形成レベル・波及効果レベル】
「歴史を生かしたまちづくり」による風致地区内における公園内での西洋館保存が、地域の住民の
関心を高め、住民と協議しながら公園整備を進めるようになった。また、地域の景観保全のための
ルールを住民独自でつくり、運用を行っている。



①イギリス館

②エリスマン邸

③外交官の家

公園内で保存されている主な西洋館

写真) (財)横浜市緑の協会

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

都市公園の概要				
港の見える丘公園				
公園種別	特殊公園（風致公園）			
所在地	神奈川県横浜市中区山手町 114			
管理主体	横浜市			
都市計画決定	年月日	昭和 35 年(1960) 5 月 11 日	面積	60,000 m ²
開設	供用開始年月日	昭和 37 年(1962)10 月 25 日	現況面積	57,765 m ²
元町公園				
公園種別	近隣公園			
所在地	神奈川県横浜市中区元町 1 丁目 77-4			
管理主体	横浜市			
都市計画決定	年月日	—	面積	—
開設	供用開始年月日	昭和 5 年(1930) 6 月 1 日	現況面積	23,389 m ²
山手公園				
公園種別	近隣公園			
所在地	神奈川県横浜市中区山手町 230			
管理主体	横浜市			
都市計画決定	年月日	昭和 17 年(1942) 5 月 26 日	面積	28,000 m ²
開設	供用開始年月日	明治 3 年 5 月 6 日	現況面積	27,753 m ²
山手イタリア山庭園				
公園種別	近隣公園			
所在地	神奈川県横浜市中区山手町 16			
管理主体	横浜市			
都市計画決定	年月日	—	面積	—
開設	供用開始年月日	平成 10 年(1998) 6 月 25 日	現況面積	13,286 m ²
<p><特記事項> 公園内の西洋館の管理運営は指定管理者(財)横浜市緑の協会が実施。 第 21 回都市公園コンクール国土交通大臣賞（港の見える丘公園） 平成 5 年度都市景観大賞「都市景観 100 選」（山手地区） 都市公園 100 選（港の見える丘公園）</p>				

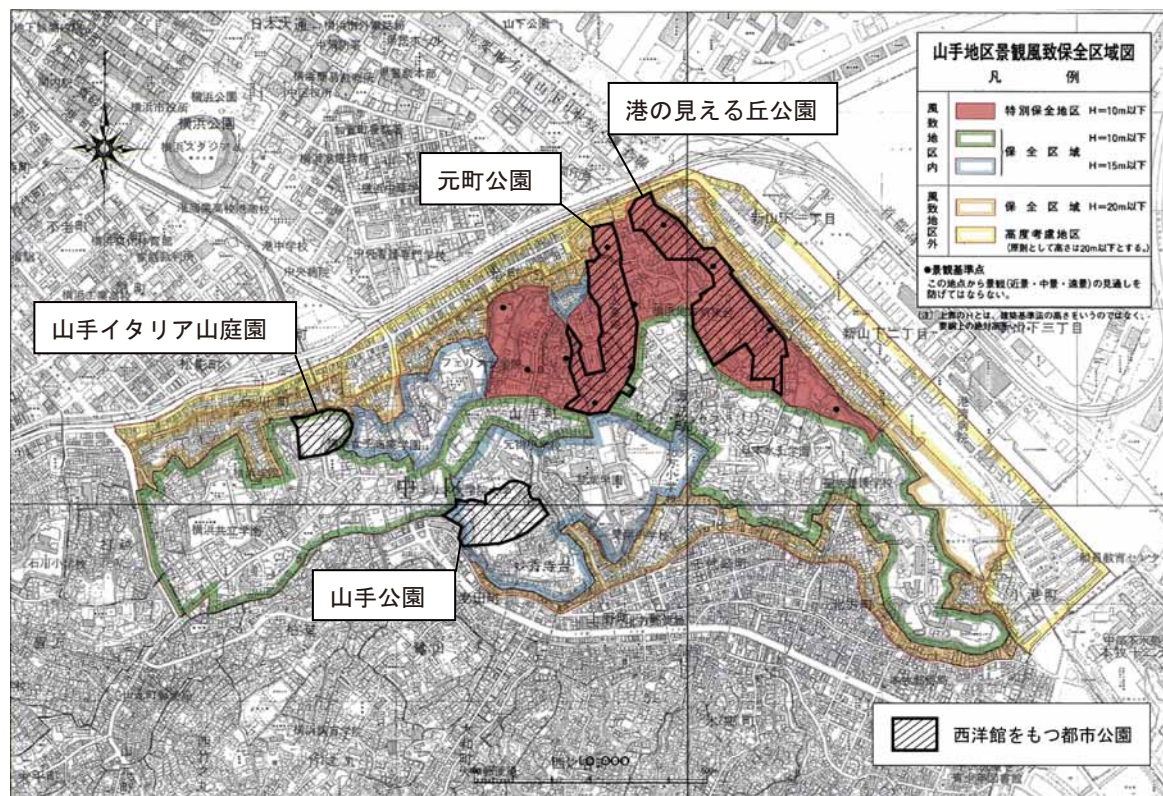
隣接施設等の概要		
歴史的建造物	横浜市イギリス館	旧英国総領事公邸 市指定文化財（平成 2 年 11 月）
	山手 111 番館	旧ラフィン邸 市指定文化財（平成 11 年 11 月）
	山手 234 番館	旧外国人向けアパートメント 市認定歴史的建造物（平成 11 年 7 月）
	エリスマン邸	旧エリスマン邸 市認定歴史的建造物（平成 6 年 11 月）
	ベリックホール	旧ベリック邸 市認定歴史的建造物（平成 13 年 8 月）
	旧山手 68 番館	現、山手公園テニスコート・レストハウス 市登録歴史的建造物（平成 11 年 7 月 1 日）
	ブラフ 18 番館	旧カトリック山手教会司祭館 市認定歴史的建造物（平成 6 年 11 月）
	外交官の家	旧内田家住宅 国指定重要文化財（平成 9 年 5 月）
建築物	地区の名称	・山手地区景観風致保全要綱に定める区域 （山手風致地区を含む）
	指定面積	・約 104ha
	要綱実施開始年月日	・昭和 47 年 11 月 13 日（平成 7 年 7 月 1 日一部改正）

都市公園・隣接施設等の連携に関わる主な経緯

昭和 47 年	「山手地区景観風致保全要綱」制定
昭和 57 年	山手地区の西洋館（エリスマン邸）がマンション開発により取り壊し
昭和 59 年	元町公園で建物遺構（現、ブラフ 80 メモリアルテラス）発見
昭和 61 年	山手公園に「旧山手 68 番館」を移築
昭和 63 年	「歴史を生かしたまちづくり要綱」制定。「歴史を生かしたまちづくり」の推進開始
平成 4 年	地域の反対により港の見える丘公園再整備計画における駐車場建設計画を撤回
平成 4 年	「山手地区まちづくり懇談会」（地元町内会代表と市の話合いの場）発足
平成 10 年	懇談会がまちづくり憲章を発表
平成 16 年	山手町地区地区計画決定 山手公園が国より文化財名勝に指定（3月1日） 山手公園（旧山手 68 番館を含む）の管理運営について、指定管理者として財団法人横浜市緑の協会が決定
平成 17 年度	山手地区の都市公園内に立地する西洋館 8 館の管理運営について指定管理者として財団法人横浜市緑の協会が決定
平成 17 年	「山手まちづくり協定」（住民独自のまちづくりルール）を制定。協定に基づく建築行為等確認開始

都市公園・隣接施設等の位置・景観の状況

■位置図



資料)横浜市都市整備局ホームページ資料に加筆

- ・風致地区に指定されている山手地区には、現在でもまだ約 80 棟の西洋館が残存しており、外人居留地時代の景観を良く残している。
- ・西洋館を保存活用している 4 箇所の都市公園は地区の景観を保全し、活用する核として機能している。

■公園計画平面図

(各公園の平面図は、参考資料に掲載)

連携の内容

◆ 1 計画・管理運営段階における建築物との連携：
風致地区内の公園における歴史的建造物の保存・活用

<連携の背景・きっかけ>

- ・昭和 57 年に山手地区にあった西洋館（エリスマン邸）がマンション開発によって取り壊されることになり、市の担当者が部材の保存していたものを活用して、元町公園内に移築して保存することになった。
- ・昭和 59 年に元町公園でバリアフリーの園路造成をしていた際、建物遺構（現在「ブラフ 80 メモリアルテラス」と呼ばれている）が発掘され、保存することになった。それがきっかけとなって昭和 60 年代後半から平成にかけて、山手地区の都市公園で西洋館を保存する動きが出てきて、横浜市として「歴史を生かしたまちづくり」を進めるようになった。

<連携の手法・工夫点>

①公園区域内での歴史的建造物の保存

- ・地域に残されている景観を残そうと昭和 63 年から横浜市では文化財行政との連携により、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を制定し、「歴史を生かしたまちづくり」の推進を始めた。
- ・「使い続けながら保存」を方針としているため、市では昭和 63 年に建築物の登録認定制度を制定し、認定した建築物に対して助成することにより保存を図っている。ただし、それでも維持できない建築物については、市が所有者から寄付を受け、移築・復元するものもあった。
- ・西洋館を移築・復元し、その立地している環境や景観とともに保全していくために、担保する唯一の手法として、都市公園への移築や公園拡張を行った。
- ・現在、山手地区の 4 箇所の公園内には 8 棟の西洋館が保存されているが、各々保存の経緯は異なり、4 種の方法で保存されている。
 - 1) 既存の公園施設となっていた西洋館の改修・公開（市民局からの移管による）
 - ・「港の見える丘公園」には、「イギリス館」が立地し、昭和 44 年より市民局によって集会施設として管理していたが、上述のような都市公園内での西洋館保存の動きを受け、管理は市民局から都市公園を管理する環境創造局へ移管され、西洋館として改修し公開している。
 - 2) 現存する隣接地の西洋館を保存するための都市公園の拡張
 - ・山手地区の都市公園「港の見える丘公園」「元町公園」には、隣接して西洋館の「山手 111 番館」「ベリックホール」及び「山手 234 番館」が立地していた。これら 3 館は、横浜市が寄贈を受けて保存・改修し、隣接する都市公園を拡張して、公園施設として保存することとなった。これらのうち「山手 234 番館」は、当初は市都市デザイン室が改修し、中区役所とボランティアが協働で運営していたが、元町公園を拡張して保存することとなった。
 - 3) 歴史的な都市公園にふさわしい西洋館を移築
 - ・元町公園は、山手地区の観光拠点であり、公園内の工事で西洋館の遺構が発掘されたのを機会に、周辺の景観にふさわしい建物として部材が保存されていた「エリスマン邸」が復元された。
 - ・山手公園は、日本におけるテニス発祥の地であり、その管理事務所として旧山手 68 番館が移築され、クラブハウスとして利用されている。
 - 4) 西洋館保存を目的とした都市公園の整備
 - ・元町公園でエリスマン邸を保存整備したのがきっかけとなり、歴史文化的資源の保存を目的とした公園として初めて「山手イタリア山庭園」が新規に整備され、公園内に近隣から西洋館（ブラフ 18 番館）を移築した。（公園用地は国有地を活用し、公園内の庭園等は後から整備）
 - ・「山手イタリア山庭園」は、開園当初に整備されたブラフ 18 番館のほか、もう 1 棟を移築する計画で用地が確保されており、渋谷区南平台から「外交官の家」（旧内田邸、国指定重要文化財）が移築された。

■山手地区における公園内での歴史的建造物保存の方法

方法	該当する建造物・公園	備考
1) 公園内の既存建造物を保存	イギリス館（港の見える丘公園）	市指定文化財
2) 公園区域を拡張して隣接する建造物を保存	山手 111 番館（港の見える丘公園）	市指定文化財
	山手 234 番館（元町公園）	市認定歴史的建造物
	ベリックホール（元町公園）	市認定歴史的建造物
3) 既設の公園内に公園区域外から移築	エリスマン邸（元町公園）	市認定歴史的建造物
	旧山手 68 番館（山手公園）	指定なし。現在、公園内のテニスコート・クラブハウス、管理事務所として利用 市登録歴史的建造物
4) 公園を新設し公園区域外から移築	ブラフ 18 番館（山手イタリア山庭園）	市認定歴史的建造物
	外交官の家（山手イタリア山庭園）	国指定重要文化財

※ 8 棟は(財)横浜市緑の協会が指定管理者として管理運営。

②西洋館を活用した指定管理者による運営

- ・山手地区の都市公園内に立地する西洋館 8 館の管理運営については、指定管理者として財団法人横浜市緑の協会が行っている。市内の都市公園は、公園ごとに指定管理者が管理を行っているが、山手地区の西洋館 8 館については、一体的な管理運営を行う観点から一括して緑の協会へ発注している。(建物の維持管理も含めて発注)
※西洋館 8 館：山手 111 番館、イギリス館、山手 234 番館、エリスマン邸、ベーリックホール、外交官の家、ブラフ 18 番館、旧山手 68 番館
- ・「港の見える丘公園」は建物とその外構のみを発注し、その他の園地は市の直営で管理しているが、「元町公園」と「山手イタリア山庭園」は、公園全体の管理運営を委託している。
- ・建物内演出やイベント等の運営において、緑の協会では独自にボランティアを導入している。緑の協会が指定管理者として各西洋館のスタッフを募集したところ、地元で便利ということもあり、地元山手地区周辺の住民の応募が多い結果となった。
- ・公園内の西洋館が保存・活用されたことから、西洋館でのイベントをサポートする地元の様々な団体や個人が参加して組織した「山手西洋館ボランティアネットワーク」ができ、指定管理者が西洋館で開催している多様なイベントの運営を支援し、西洋館のイベントには不可欠な存在となっている。

<連携による効果>

- ・都市デザイン室が進める山手地区のまちづくりにおいて、山手地区のテーマである西洋館を保存する核となる都市公園が複数整備され、活用されたことで、地区全体の景観的イメージが高まり、また住民の関心も高まったと考えられる。
- ・山手地区の景観保全に関わる地元の取組が先行したが、市が「歴史を生かしたまちづくり」の拠点として西洋館の保存と都市公園の整備等ハード整備を進めたことで、西洋館が立地する環境や景観とともに永続的に保存することができ、それが山手地区のまちづくりを進める地元に対し良い影響を与え、市との協調関係ができあがってきたと考えられる。
- ・指定管理者である緑の協会が地元のスタッフの受入れ等を行い、地元の人々によって運営が支えられる結果となった（エリスマン邸と外交官の家では、地元婦人会のメンバーが参加している）。地元の人が西洋館を運営することによって、喫茶室等では地元の住民のサロンのような利用が高まった。

連携の内容

◆2 管理運営段階における周辺建築物との連携：
公園における西洋館保存と一体となった住民独自のルールづくりによる地区内の景観誘導

<連携の背景・きっかけ>

- ・横浜市では、山手地区（谷戸坂）での駆け込み申請によるマンション建設反対等地域の取組が発端となつて、「横浜市風致地区条例」に先行して昭和47年に「山手地区景観風致保全要綱」を制定し、地元の要望も取り入れ山手地区の景観に配慮した建築規制を行ってきた。
- ・市では、「歴史を生かしたまちづくり」として、西洋館の保存やそれを活用した公園整備を行っていたが、平成4年に港の見える丘公園再整備計画における駐車場建設に地域が反対し、市が計画を撤回。
- ・それらのことがきっかけとなって、山手地区のまちづくりについて、市と地元が共に考えることを目的とした「山手地区まちづくり懇談会」（地元町内会代表が参加）が発足。学校跡地のマンション建設問題を契機として、次々に地元主導による自主的なまちづくりに発展し、公園における拠点的な西洋館の保存・活用とともに、地域の景観保全に寄与している。

<連携の手法・工夫点>

①協働によるまちづくりの組織化と独自ルールの制定による自主的な景観の規制・誘導

- ・要綱や公園整備のみでは地区内の景観保全が十分ではないことから、行政と地元との話し合いの場である「山手地区まちづくり懇談会」では、谷戸坂から山手本通り沿いの魅力を向上することを目的とした地元主導により散歩コースの設定や沿道の景観誘導を行うようになり、平成10年に「まちづくり憲章」を発表。
- ・その後、学校跡地のマンション建設問題を契機として、地元のまちづくり組織「山手まちづくり推進会議」を発足させ、「山手まちづくり協定」「まちづくりの指針」、及び山手まちづくり協議・申請のしくみの作成、地区計画など、次々に地元主導による自主的なまちづくりに取り組んでいる。
- ・平成17年には、「山手まちづくり協定運営委員会」を立ち上げ、地区内の建築物行為について、条例にもとづく建築確認等に先立って行う事前確認と指導を実施している。
(参考資料「山手まちづくり協議・申請の流れ」参照)

■山手地区景観保全要綱の要点（昭和47年11月13日実施）

- ・要綱は、山手風致地区の景観に配慮し、地元の要望（じっくりと山手地区を見てもらうために飲食店の進出を不可とする）も取り入れた以下の3点を特徴としている。
 - 1) 見つけの高さによる高さ制限
 - 2) 飲食店を禁止する用途規制
 - 3) 景観に配慮した建築物の指導

■山手まちづくり憲章（平成10年9月制定）

- ・地元住民が主体となって、まちづくりの規範となる考え方を提示。(参考資料参照)

■山手まちづくり協定（平成17年6月1日施行）

- ・「山手まちづくり憲章」にもとづき、具体的なまちづくりの進め方を示した協定を策定し、建築行為等の届出の協議等を実施することや、その運用のための組織づくりが明記されている。(参考資料参照)
- ・さらに、山手地区のまちづくりにおける建築の行為制限（建築物の高さ、推奨樹種、色彩）について具体的に示した「まちづくりの指針」が作成され、自主的な計画審査方法により建築行為等の審査を行っている。適合した行為は、行政上の手続き書類に適合書が添付できる。

(協定に基づく事前の確認事項は、参考資料参照)

<連携による効果>

- ・山手地区内の公園整備について、まちづくりを担当する都市デザイン室とともに、地元と協議を行う場を設け、協調してきたことで、地元の自主的なまちづくり活動に発展した。
- ・都市デザイン室がまちづくりのコントロールをするとともに地区内の統一的案内サインを設置し、さらに地元の中区が散策コースのマップを配布するなどにより、来訪者にとってわかりやすく、旧外人居留地としての景観が保全された山手地区内の秩序ある観光利用と静かな住宅地の保全に寄与している。

<情報提供>

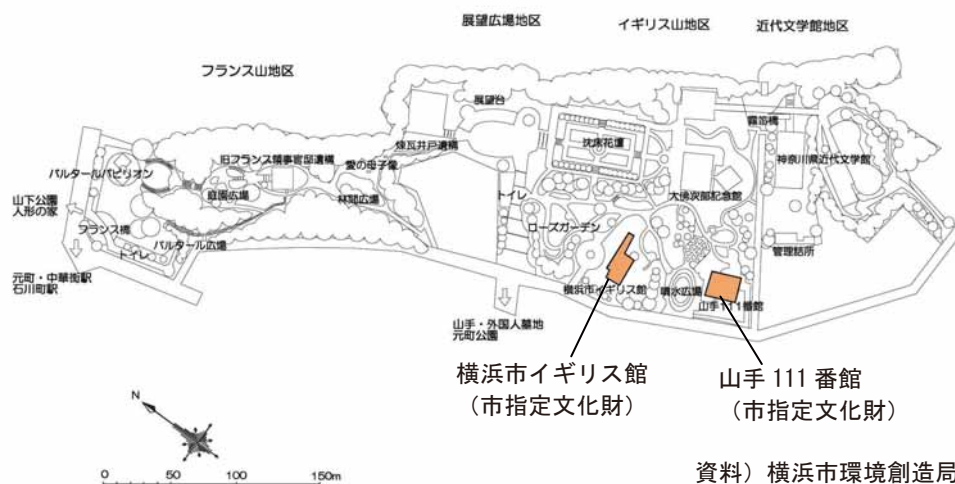
- ・横浜市環境創造局環境活動推進部南部公園緑地事務所都心部公園担当
- ・横浜市都市整備局都市デザイン室
(平成19年度から市都市再生推進課に所管変更)

参考資料

■公園平面図

<港の見える丘公園>

港の見える丘公園案内図



資料) 横浜市環境創造局ホームページ



イギリス館
公園内の既存建築物を歴史的建造物として保存し、活用している。



旧山手 111 番館
公園区域の拡張により保存しているため、たたずまいがそのまま保存され、活用されている。

<元町公園>

元町公園案内図
Motomachi Park Area Map



資料) 横浜市環境創造局ホームページ



山手 234 番館
ボランティアによって運営されていた建物を公園区域の拡張により保存。



エリスマン邸
移築により保存し、活用している。



バーリックホール
隣接する学校施設だった建物を公園の拡張により保存し活用。



ブラフ 80 メモリアルテラス
公園内工事で遺構が発見され、「歴史を生かしたまちづくり」につながった。

<山手公園>



旧山手 68 番館
(現レストハウス)

資料) 横浜市環境創造局ホームページ



旧山手 68 番館

日本におけるテニス発祥の地でもある歴史的な都市公園として、管理事務所棟を兼ねるレストハウスとして山手地区の雰囲気にあった建造物が移築された。

<山手イタリア山庭園>



資料) 横浜市環境創造局ホームページ



外交官の家 (国指定重要文化財)
西洋館の移築を前提とした公園設計・整備が行われ、公園の雰囲気に合う建物が東京・渋谷から移築された。



プラフ 18 番館
外交官の家と同様に、新設の公園内に移築された。

山手地区景観風致保全要綱

1 目的

この要綱は、国際文化管理都市を指向する横浜山手地区およびその周辺（以下「保全区域」という。）の景観風致を保全し、かつ、横浜にふさわしい眺望を確保するため、これに関する法律および条例に基づく規制基準ならびに地域地区等の整備がなされるまでの間、保全区域における開発行為および建築行為を指導することを目的とする。

2 定義

(1) 保全区域

山手風致地区およびその周辺を含む別添図面表示の区域

(2) 特別保全地区

保全区域のうち、外国人墓地を中心とする別添図面表示の地区

(3) 開発行為

土地の区画または形質の変更をいう（これに伴う工作物の設置を含む。）。

(4) 建築行為

建築物、工作物その他土地に定着する構築物（以下「建築物等」という。）を設置する行為

(5) 建築物等の高さ

建築物等が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さで、建築物の屋上構造物（避雷針、アンテナ、および目すかしの手摺等で見通しを妨げないものを除く。）を含む

3 適用対象

(1) この要綱の適用区域は、保全区域（特別保全区域を含む。以下同様）とする。

(2) この要綱の適用対象行為は、開発行為および建築行為とする。

(3) 上記(1)、(2)のほか、特別保全地区からの眺望を確保するため、特に対策を要するものについては、この要綱の一部または全部を準用する。

4 保全対策の基準

(1) 保全区域内の建築物等の高さについては、別紙図面に表示されたものを最高限度とする。ただし、当区域の景観風致を増進する施設の場合はこの限りでない。

(2) 特別保全地区内の建築物等は、別紙図面に表示された景観基準点からの見通しを妨げないこととする。

5 保全管理の基準

保全区域内における土地および建築物等の所有者、管理者および占有者等、当該土地及び建築物等の管理義務を有する者は、保全区域の景観風致を維持または増進するため、次の措置を講ずることとする。

(1) 宅地内に生育している樹木等は、その土地が緑地的効果を維持または増進するよう適切な管理をすること。

(2) 開発行為、建築行為等によって除去することとなる樹木等は、必要最小限にとどめること。なお、工事等のためやむをえず一時的に樹木等を除去した場合は、すみやかに現状以上の緑地的効果のあるようにあらたに植樹その他の対策を講じること。

(3) 宅地内の空地、法地等は、日照・採光・通風その他使用上やむをえない場合を除き、極力植樹等を行い、(1)に準じて管理すること。

(4) 建築物等には、保全区域の景観風致保全上好ましくない広告物等を設けないこと。

(5) 保全区域内の建築物等は、保全区域の景観風致保全上好ましくない色彩、形態に変更しないこと。

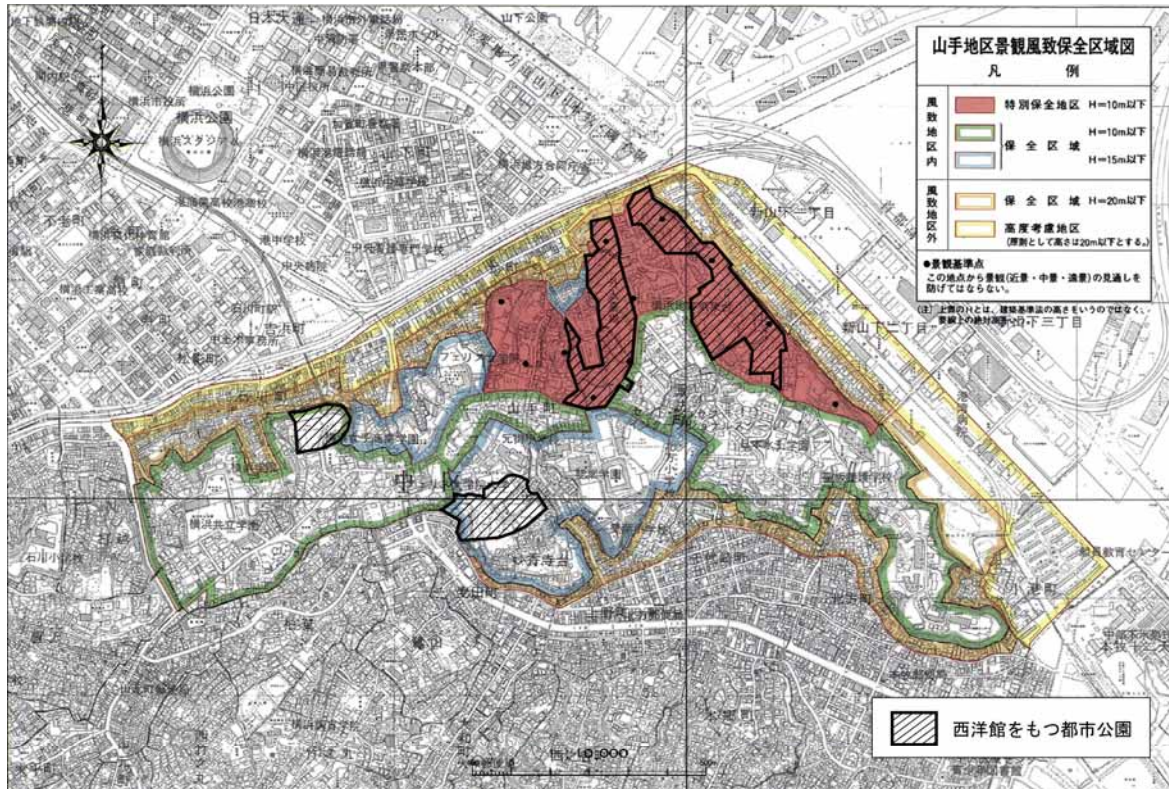
6 実施期日

この要綱は、昭和47年11月13日から実施する。

平成7年7月1日 一部改正

出典) 横浜市都市整備局ホームページ

＜山手地区景観風致保全要綱 区域図＞



資料) 横浜市都市整備局ホームページ資料に加筆

＜山手地区住民による「山手まちづくり憲章」＞

山手まちづくり憲章

1. はじめに

山手は、近代日本の夜明けに居留外国人によってつくられた町並みと自然環境が調和した住宅・文教地区です。また、港や横浜の眺望に恵まれ多くの人が訪れる印象深いまちです。私達はさらにこの優れた環境と歴史的遺産・遺構を活かした魅力あるまちづくりを進めるために、ここに『山手まちづくり憲章』を定めます。
2. まちづくりの目標

私達は山手らしい魅力あるまちづくりを進めるために次のことに努めます。

 - (1) 緑のまち『山手』を形成する自然環境を守り育てます。
 - (2) 歴史にきざまれた文化遺産を守り後世に伝えます。
 - (3) 住んでいる人も、訪れる人も、共に歩いて楽しめる『まち』をつくります。
 - (4) 住宅地を中心とした山手にふさわしい優れた町並みと、清潔で安全な『まち』を維持してゆきます。
 - (5) お互いのふれあいと連帯意識を深め、また、行政とのパートナーシップによりまちづくりを進めます。
3. 目標を達成するためには

これらの目標を達成するためには、この地域にかかわる人々がお互いに協調し、それぞれの役割を果たす必要があります。

 - (1) 住んでいる人の役割

人が良い環境をつくり、良い環境が人を育てます。そのためには住民一人一人の環境に対する自覚と関心が必要です。地域住民相互の協力と合意のもとに、住みよい山手のまちづくりを目指します。
 - (2) はたらく人の役割

この地域で働く人は、地域社会の一員としてその事業活動を通じて、地域住民との信頼関係を深め、魅力ある山手のまちづくりを目指して、山手地域の環境形成に努めます。
 - (3) 学ぶ人の役割

この地域で学ぶ人は、山手の歴史ある環境から多くを習得し、様々な文化・地域活動を通じて、地域社会に貢献するよう努めます。
 - (4) 訪れる人の役割

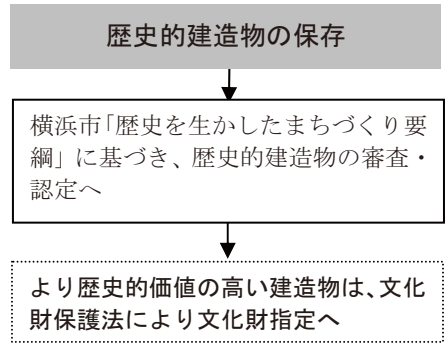
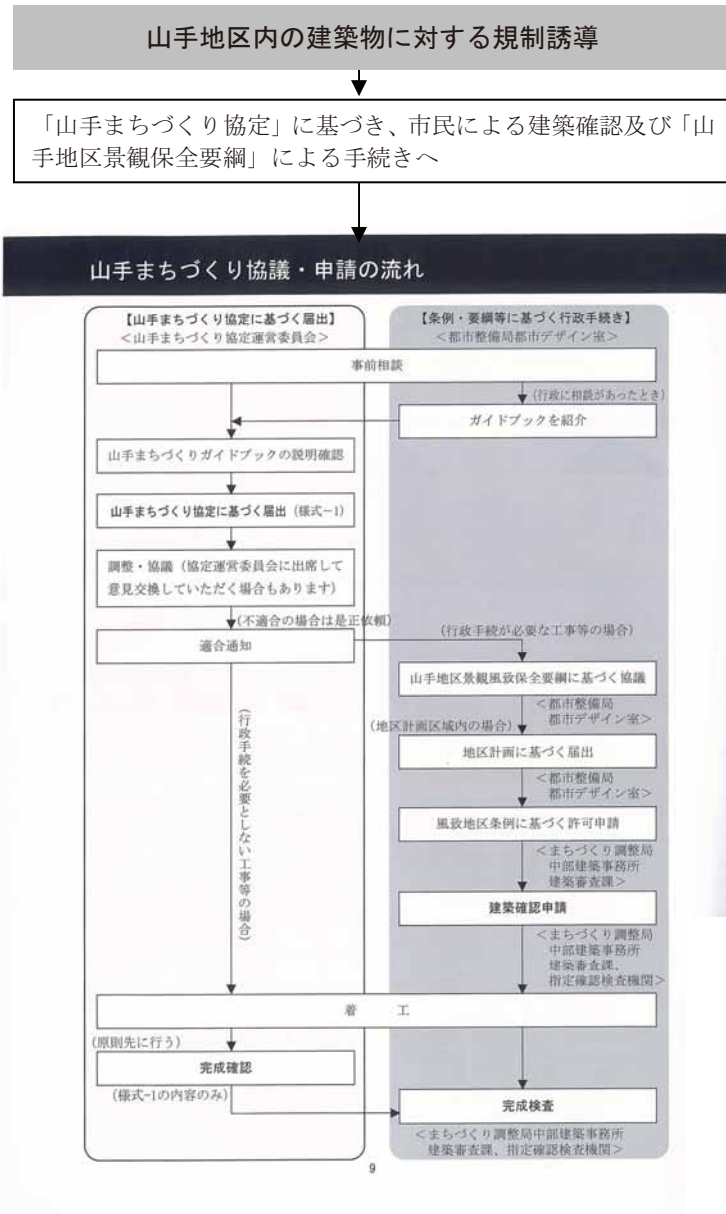
この地域を訪れる人は、山手地域が基本的に住宅・文教地区であることを理解し、交通ルールを守りまちの美化に協力し、自らも山手の環境保全に努めるものとしします。
 - (5) 行政等の役割

区・市等は、住民とのパートナーシップに則り、このまちづくり憲章を尊重し、まちづくりの先導的な役割を果たすものとしします。

山手地域に住む者・働く者・学ぶ者一同 平成10年9月

出典) 山手まちづくりガイド

＜山手地区における景観保全のための建築物・建造物に関わる方策＞



＜まちづくりの指針・解説図＞



出典）山手まちづくりガイド

山手まちづくり協定

第一章 総則

第一条 まちづくり協定の目的

- ・山手地区は、開港以来の歴史と文化を色濃く残し、港に面する丘からの眺望に恵まれた、個性的で魅力ある街並みを有する、横浜を代表する住宅・文教地区です。
- ・本協定は、平成10年9月に制定された「山手まちづくり憲章」に基づき、平成13年の学校跡地のマンション計画を契機に策定されました。本協定は、山手地区の住民が行政や山手に関わる様々な人と協働して、住宅・文教地区としての「山手らしい」環境を維持するために、敷地や建物に関する基準やまちづくり活動の方針、その運営などを協定することを目的としています。

第二条 まちづくりの基本方針

- 一、 まちの将来像
 - ・「住民と来街者が交流し、新たな地域文化を創り出す。歴史と緑あふれる住宅・文教地区」を形成していくことを目指します。
- 二、 まちづくりの目標
 - ・まちの将来像を実現するために以下の目標に基づいてまちづくりを進めます。

目標1. 住宅・文教地区の環境の形成

住宅・文教地区山手の良好な環境を維持しながら、山手を訪れる人達にとっても快適なまちを創ります。

目標2. 歴史・緑・眺望の保全と活用

山手らしい特色を創り出している歴史、緑、眺望といった魅力資源を大切にしていきます。

目標3. 歩いて楽しめる街の形成

山手の丘の魅力や落ち着いた異国情緒のある街並みを感じながら、安全快適に歩いて楽しめるまちを創ります。

目標4. 地域文化の発信

歴史文化が創り出してきた国際性や進取性など、街の個性を生かして新しい地域文化を創り、発信していきます。

目標5. 住民と行政が協働するまちづくり活動の推進

住民、学ばふ、働く人、訪れる人、行政等山手に関わる様々な人の知恵と力を集めてまちづくりを進めます。

第三条 まちづくり協定の区域

- ・本協定を適用する範囲は、横浜市中区山手町全域とします。将来的には山手地区景観風致保全区域の各地区にも協定をお願いします。

第四条 まちづくり協定に対する責務と効力の承継

- 一、 まちづくり協定に対する責務
 - ・第三条に定める協定区域内の地権者、住民等は、本協定を遵守し、住宅・文教地区の良好な環境の維持増進に努めるものとします。
 - ・建設行為等の届け出
 - ・第三条に定める協定区域内で建設行為等を行うとすると、事前に協定運営委員会に計画概要を提示し、計画が本協定の内容に適合しているか協議を行うして下さい。
 - ・建設行為等は以下の行為を指します。
 - ア. 土地の区画・形態の変更、土地利用の変更
 - イ. 建築物・工作物の建設（新築・増築・大規模な改修・外観の変更）、屋外広告物の設置
 - ウ. 建築物の用途変更、飲食店等の営業
 - エ. 樹木の伐採

三、 効力の承継

- ・地権者は、所有権の移転または土地・建物の賃貸を行う場合には、新たにその権利を取得する者に対し、本協定の内容を説明し、新たに権利を取得する者に本協定の効力を承継させるものとします。

第五条 まちづくり協定の変更及び廃止

- 一、 まちづくり協定の見直し
 - ・概ね10年毎にまちづくり協定の原簿や取り組み状況を点検し、まちづくり協定の見直しを行います。
- 二、 まちづくり協定の変更及び廃止
 - ・本協定の変更及び廃止を行う場合は、山手まちづくり推進会議で協議の上、西自治会町内会の決議を経て決定するものとします。

第六条 地区計画等のルールへの検討

- ・本協定を補うために、必要に応じて地区計画などを検討・提案していきます。

第二章 まちづくり協定の運営

第七条 建設行為等の届出に基づく協議

- 一、 まちづくり協定運営委員会の設置
 - ・本協定を運営するために、山手東部町内会、山手西部自治会合同の「山手まちづくり協定運営委員会」を設置します。
- 二、 まちづくり協定運営委員会の所掌事項
 - ・本協定に基づいて建設行為等の協議や街並みの点検を行います。
 - ・本協定や「山手町地区地区計画」に関する横浜市所管窓口との折衝、連絡等を行います。

第三章 まちづくりの指針

- 第八条 協定事項
 - ・まちづくりの目標を達成するための取り組みの方向を示した方針と、その内容を具体的に示した基準から構成されます。(次ページをご覧ください)

第九条 施行日

- ・本協定は平成17年6月1日より施行されます。
- [平成17年2月6日 制定]

■山手まちづくり協定にもとづく建築行為等計画届

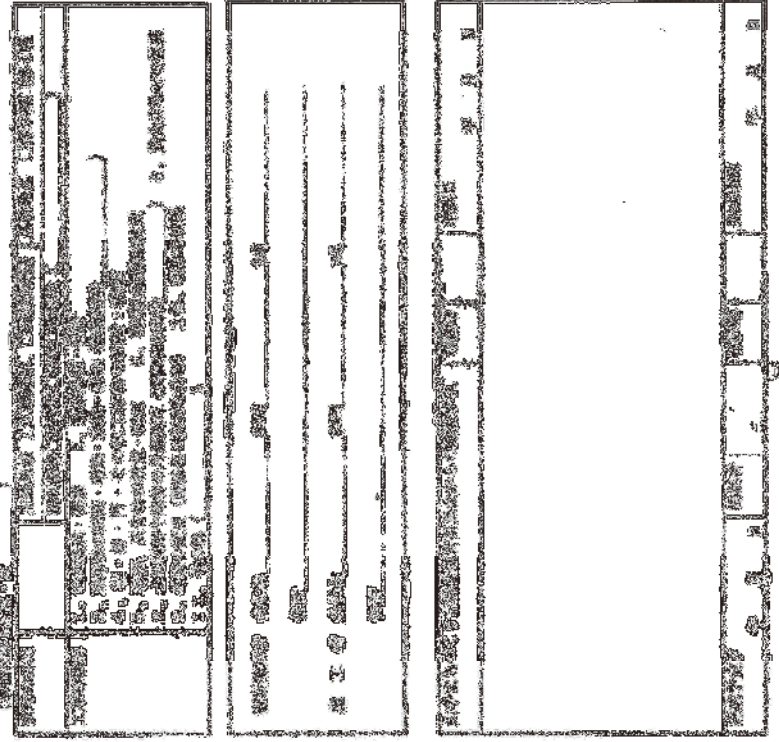
用途	建築行為等計画届の概要	建築行為等計画届の添付書類	建築行為等計画届の提出日	建築行為等計画届の受理日	建築行為等計画届の審査結果	建築行為等計画届の審査理由	建築行為等計画届の審査経過	建築行為等計画届の審査結果の通知日	建築行為等計画届の審査結果の通知場所
住居	住居の建築行為等計画届の概要	住居の建築行為等計画届の添付書類	住居の建築行為等計画届の提出日	住居の建築行為等計画届の受理日	住居の建築行為等計画届の審査結果	住居の建築行為等計画届の審査理由	住居の建築行為等計画届の審査経過	住居の建築行為等計画届の審査結果の通知日	住居の建築行為等計画届の審査結果の通知場所
商業	商業の建築行為等計画届の概要	商業の建築行為等計画届の添付書類	商業の建築行為等計画届の提出日	商業の建築行為等計画届の受理日	商業の建築行為等計画届の審査結果	商業の建築行為等計画届の審査理由	商業の建築行為等計画届の審査経過	商業の建築行為等計画届の審査結果の通知日	商業の建築行為等計画届の審査結果の通知場所
工業	工業の建築行為等計画届の概要	工業の建築行為等計画届の添付書類	工業の建築行為等計画届の提出日	工業の建築行為等計画届の受理日	工業の建築行為等計画届の審査結果	工業の建築行為等計画届の審査理由	工業の建築行為等計画届の審査経過	工業の建築行為等計画届の審査結果の通知日	工業の建築行為等計画届の審査結果の通知場所
その他	その他の建築行為等計画届の概要	その他の建築行為等計画届の添付書類	その他の建築行為等計画届の提出日	その他の建築行為等計画届の受理日	その他の建築行為等計画届の審査結果	その他の建築行為等計画届の審査理由	その他の建築行為等計画届の審査経過	その他の建築行為等計画届の審査結果の通知日	その他の建築行為等計画届の審査結果の通知場所

建築行為等計画届の提出日

建築行為等計画届の受理日

建築行為等計画届の審査結果の通知日

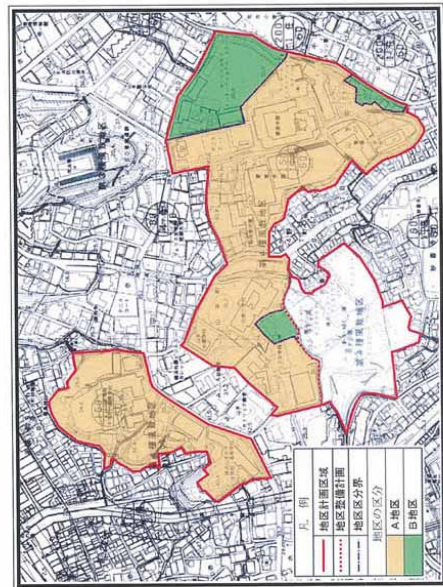
建築行為等計画届の審査結果の通知場所



出典) 山手まちづくりガイド

山手町地区地区計画

名称	山手町地区地区計画
位置	横浜市中区上野町、妙香寺台、元町及び山手町
面積	約 16.0 ha
地区計画の目的	本地区は、港に面する丘からの眺望に恵まれた、開港以来の歴史と文化を色濃く残した歴史的・魅力的な街並みを有する住宅・文教地区である。 本地区計画は、住宅・文教地区としての環境を維持するとともに、緑豊かな低層の街並みや歴史的・歴史的遺産などを継承しつつ、個性ある文化の発信と魅力あるまちづくりを推進することを目標とする。
土地利用の方針	1. 開港以来の歴史や文化を伝える歴史的建造物などの保全・活用と、伝統と風俗ある街並みの形成を図る。 2. 低層を主体とした住宅及び学校等の施設、開放的でゆとりのある憩い空間を形成する。 3. 山手水辺沿いの道路と一体となった、開放的でゆとりのある憩い空間を形成する。
保全の方針	開港以来の歴史文化を伝える住宅・文教地区としての環境や景観を保全・維持するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度及び建築物等の形態又は意匠の制限について地区整備計画を定め、次のような建築物を誘導する。 1. 敷地の分割は極力行わず、ゆとりある敷地を確保する。 2. 建築物の高さは地区内の既存建築物との調和に配慮し、低層の街並みの形成を図る。また、建築物の高さは10mを超えないこととする。 3. 建築物の外観及び色彩は、周辺との調和のとれたものとする。 4. 建築意匠は敷地外からの境界に配慮した色調、設置位置とする。 5. 屋外広告物は設置しないこととする。 6. 駐車場及び駐輪場は敷地外から内部が見えないよう確保する。 7. 歴史的建造物は極力保全するよう努める。
緑化の方針	緑化に努める。特に、道路に面する樹木、また緑化に努める。



出典) 山手まちづくりガイド

C-068 地区整備計画	
名称	A地区
地区区分	約 11.5 ha
面積	約 1.9 ha
等	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 住宅 住居で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(うち建築基準法施行令 附則 25 年政令第 338 号、以下 同 という。)第 130 条の 3 に規定するもの 共同住宅、寄宿舎又は下宿 共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもの 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 老人ホーム、保養所、身体的障害者福祉センターその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 公衆浴場 病院、診療所 児童遊園地 公園 公設上必要な建築物で令第 130 条の 5 の 4 に規定するもの 公設上必要な建築物の合計が 300 ㎡以内のもの (300 ㎡以上の部分をその用途に供するものを除く) 前各号の建築物に付属するもの
建築物の用途の制限	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、10mを超えてはならない。 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の幅又は敷地境界線までの其北方向の距離の1/2以下としなければならない。7mの部分の以下にあっては、1000㎡以上であり、かつ、次に掲げる用途に供する建築物には適用しない。 前号の用途に供する建築物の敷地面積が1000㎡以上であり、かつ、次に掲げる用途に供する建築物の敷地面積が、(1)学校、図書館その他これらに類するもの、(2)神社、寺院、教会その他これらに類するもの、(3)児童遊園地、児童厚生施設、児童22年法第164号に規定する児童遊園施設
建築物の高さの最高限度	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、15mを超えてはならない。 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の幅又は敷地境界線までの其北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7mを加えたものの以下としなければならない。
建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の外観及び色彩は、周辺の景観と調和したものであることとする。 屋外に設置する看板、標識、看板等の設置は、設置位置、設置方法、色彩等に配慮する。 屋外広告物は、設置しないこととする。 駐車場又は駐輪場は敷地外から内部が見えないよう確保する。

区域、地区整備計画の区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり

(都市計画決定 平成 16 年 10 月 15 日)
(条例告示・施行 平成 16 年 12 月 24 日)

09 <small>こうほく</small> 港北ニュータウン内緑道	(公園種別) 緑道	(所在地)
	(管理者) 横浜市	神奈川県横浜市都筑区

特徴	●ニュータウン内の緑道網を活かした、ボランティアネットワークの形成 丘陵地らしい緑の景観を形成している緑道のネットワーク・システムを活かし、市民ボランティア間の連携強化による、市民による緑の保全・継承を誘導	
隣接施設等の種類と名称	緑地	・区画整理事業区域（港北ニュータウン）内の民有緑地、公共緑地
立地環境	既成市街地（大規模開発による計画的な住宅地）	

隣接施設等との一体化・連携の概要

- ◆ 1 計画段階における緑地との連携：
ニュータウン計画におけるグリーンマトリックス・システムにもとづく、緑のネットワーク形成
【骨格形成レベル・空間確保レベル】
丘陵地の谷戸地形を活かし、「グリーンマトリックス・システム」にもとづいて拠点的な公園等を緑道でネットワークすることによって、丘陵地らしい緑の景観と快適な歩行空間を確保している。
- ◆ 2 管理運営段階における緑地（市民ボランティア活動）との連携：
緑道ボランティアネットワークの形成による自主的な緑の保全活動の誘導 **【波及効果レベル】**
ニュータウン区域内に張り巡らされた緑道を軸として形成されている緑の景観を保全、継承していくため、緑道で活動を行う市民ボランティアのネットワークを構築し、緑道に隣接する民有緑地等の自主的な保全活動等へ広げていくことをめざした誘導を行っている。



緑道沿いの公園や民有緑地から成る緑地帯
緑道に沿って保全された民有緑地や公園等の緑地が一体となって、幅広い緑地帯を形成している。公園や緑道では、公園愛護会により維持管理が行われ、ネットワークを活かした連絡会で交流が始まっている。

港北ニュータウンの開発区域内に谷戸の低地を利用した5本の緑道が整備され、公園等を繋ぎ、斜面の緑地と一体となったネットワークによって、丘陵地の景観を保全している。

資料)「港北ニュータウン/グリーンマトリックスシステムによる緑の保全と活用」
都市基盤整備公団神奈川地域支社横浜北部開発事務所パンフレット

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

都市公園の概要

公園種別	緑道
所在地	神奈川県横浜市都筑区
管理主体	横浜市（都筑区）

緑道名称	面積 (ha)	供用開始	都市計画決定 年月日	都市計画決定 面積(ha)
くさぶえのみち	63,355	H08.12.25	S56.11.13	6.5
ささぶねのみち	63,477	S62.12.05	S56.11.13	6.3
せきれいのみち	34,225	H05.06.25	S56.11.13	3.4
ふじやとのみち	45,310	H08.12.25	S56.11.13	4.7
ゆうばえのみち	30,447	S62.12.05	S56.11.13	3.0

※5箇所の緑道の総延長：約5km

<整備方針>

- ・グリーンマトリックス・システムにより5本の緑道を配置
- ・「せせらぎ」を計画し、緑と水が一体化した豊かな自然の空間を形成
- ・歩行者専用道路とも密にネットワークし、安全で快適な歩行者動線を地区内に確保

<特記事項>

平成8年度日本造園学会賞（特別賞）
平成8年度緑の都市賞（内閣総理大臣賞）

<利用状況>

- ・散策を楽しむ人が非常に多く、港北ニュータウン内の緑道を楽しむウォーキング・グループもあり、愛好者による緑道情報を提供するWebサイトも開設されているなど、中高年齢者を中心に人気が高い。

隣接施設等の概要

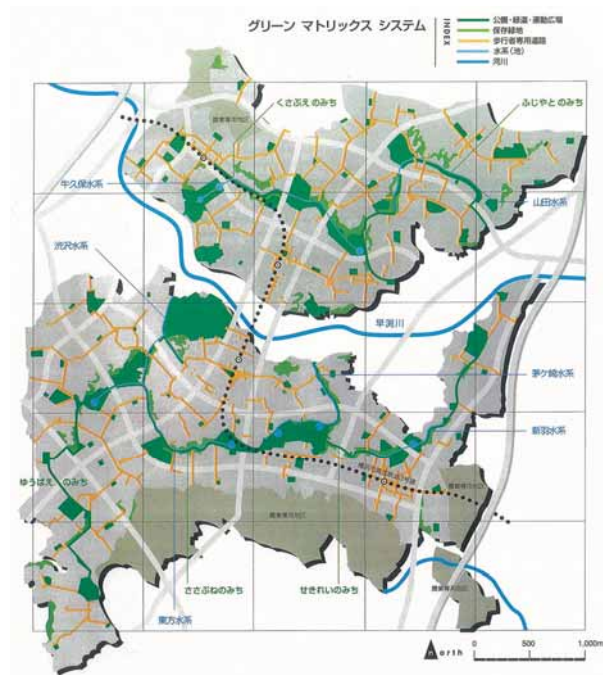
緑地	民有緑地 (協定緑地)	開発許可によって保全された緑地について、「横浜市緑の環境をつくり育てる条例」にもとづき土地所有者と保全のための協定を締結（管理は管理組合等土地所有者が実施）
	公共緑地 (都市公園、学校 内保存緑地等)	(住区基幹公園は、公園愛護会が横浜市と協働で維持管理を実施)

都市公園・隣接施設等の連携に関わる主な経緯

昭和40年	横浜市が港北ニュータウン計画を発表（六大事業）
昭和44年	土地区画整理事業区域、事業決定
昭和48年	緑の環境をつくり育てる条例制定
昭和49年	工事着手
昭和58年	入居開始
昭和59年	けやきが丘森林愛護会設立（ニュータウン内公園愛護会第一号）
昭和62年	緑道2箇所供用開始
平成17年	公園愛護会連絡会発足

都市公園・隣接施設等の位置及び景観の状況

■位置図



＜グリーンマトリックス・システム＞

港北ニュータウンでは、「緑の環境を最大限に保存するまちづくり」「ふるさとをしのばせるまちづくり」の基本方針のもとに、地区内谷戸沿いの斜面緑地や屋敷林、社寺林などを、公園・緑道などの公共緑地や、集合住宅、学校、企業用地等のスーパーブロックの民地内で保全させる保存緑地として保存させると同時に、さらに、それらを、歴史的遺産、水系、せせらぎ・池などの自然的資産とも融合させ、かつ連続的に結びつけた、緑のネットワークとして整備を行ってきました。これを我々は「グリーンマトリックスシステム」と提唱しています。これにより総面積約90haにものぼる既存の自然地形や樹林地、水辺地を計画的に保全しています。

出典)「港北ニュータウン」都市再生機構パンフレット



緑道と両側の民有緑地（樹林地）

愛護会活動により緑道はどこでも良く手入れされているが、住民の定着が進むとともに、樹木が生長したことにより、緑の空間としての維持・保全と近年の防犯面に配慮した維持・管理を調和させた管理が課題となっている。

連携の内容（１）

◆ 1 計画段階における緑地との連携：

ニュータウン計画におけるグリーンマトリックス・システムにもとづく、緑のネットワーク形成

<連携の背景・きっかけ>

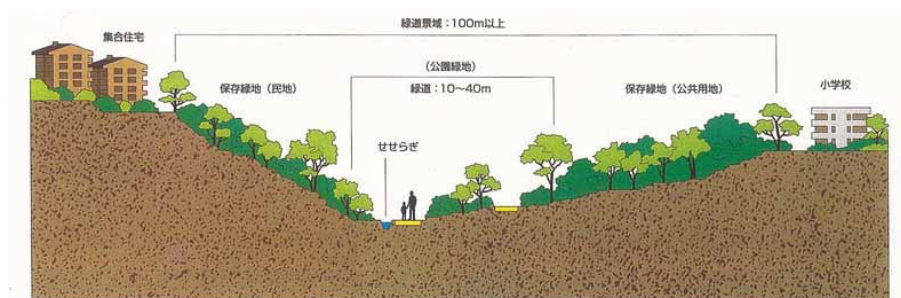
- ・港北ニュータウン建設は、横浜市の6大事業の一つとして位置づけられ、横浜市と住宅・都市整備公団（現、都市再生機構）が区画整理事業として事業に取り組んだ。
- ・この中で、「グリーンマトリックス・システム」の考え方にに基づき、計画的な緑地の配置が行われることとなった。

<連携の手法・工夫点>

①丘陵地の地形を活かした緑道ネットワーク形成

- ・丘陵地の地形の保全と大規模な開発の共存を図り、緑豊かなニュータウンをめざし、港北ニュータウンにおいては、谷戸の斜面と低地を保存し、丘陵地上部が開発された。谷戸の斜面は民有宅地として開発される中で、開発許可にもとづき緑地として保存され、市独自の制度により保存された緑地は「協定緑地」として、地権者との協定が締結され、保全されている。
- ・谷戸の低地部には、谷戸の小水系のネットワークを活用した緑道を整備し、斜面に保全された民有の緑地や公共緑地と一体となった谷戸の景観が保全された。また、拠点的に配置された都市公園等を緑道で接続することによって、ニュータウン全体に緑道ネットワークを形成し、丘陵地一帯の景観保全を図った。
- ・緑道は住宅・都市整備公団（現、都市再生機構）が区画整理事業により整備を行い、横浜市へ移管された。

■ 標準断面図



緑道のみでは広くても20m程度の広がりであるが、民有緑地や公共緑地を一体的に配置することにより、広いところでは100m程度の景観を確保している。

資料)「港北ニュータウン/グリーンマトリックスシステムによる緑の保全と活用」
都市基盤整備公団神奈川地域支社横浜北部開発事務所パンフレット

<連携による効果>

- ・グリーンマトリックス・システムにもとづく、緑道を軸とする斜面の民有緑地や公共緑地が一体となった計画的な緑地ネットワークの形成により、丘陵地の景観が効果的に保全されるとともに、丘陵地らしい自然を感じることでできる散策に適した快適な歩行空間を確保することができた。

連携の内容（２）**◆２ 管理運営段階における緑地（市民ボランティア活動）との連携：
緑道ボランティアネットワークの形成による自主的な緑の保全活動の誘導****<連携の背景・きっかけ>**

- ・昭和 58 年から港北ニュータウンへの入居が開始されて以来、すでに四半世紀近くなり、ニュータウン内に張り巡らされた緑道は、住民の日常的な散策路として活用されるようになった。
- ・住民の緑への関心も高まり、横浜市では地元町内会等に愛護会の結成を呼びかけ、組織化を誘導している。各公園や緑道ごとに組織化された公園愛護会では、市の愛護会要綱に基づき、日常的な維持管理を行っている。
- ・各愛護会では、日常的な維持管理活動を行う中で、様々な課題をかかえるようになってきており、それらの解決を図り、公園愛護会の活動をさらに活性化するため、都筑区では平成 17 年度から愛護会間の交流を図るためのネットワーク化を進めている。また、公園愛護会が中心となって検討会を開催し、住民参加で管理計画も策定している。

<連携の手法・工夫点>**①緑道ボランティア間の交流の機会提供**

- ・緑道の愛護会は、町内会だけでなく地域の住民など様々な形態で組織された約 20 団体が活動を行っている。
- ・緑道は、散策等の連続的な利用が多いことなど、維持管理活動を行うにあたっては、一つの愛護会が管理する範囲のみで完結せず、隣接する区間との連続的な維持管理が必要となる。そのため、平成 17 年度から開始している愛護会間のネットワーク化において、緑道の愛護会を切り離し、緑道の特性に応じた今後の愛護会活動について、情報交換等を行う機会を設置している。

■愛護会活動の現状・方向

- ・活動の内容：清掃、草刈り、花壇整備・管理、低木刈り込みが中心。
※これらのほか、公園の魅力づけとなるように活動を行ってもらう観点から、管理上問題のない活動については、会からの要望を受け入れている。（花壇の整備や花苗の提供など）
- ・愛護会連絡会：都筑区内の公園愛護会では、平成 17 年 2 月に連絡会を発足（公園及び緑道を含む）。平成 18 年 4 月からは、分科会を設置してテーマごとに検討を行っている。（現在、分科会は「協働」「花・堆肥」「広報・マナー」の 3 つ）
※緑道に特化した連絡会はまだ設立されていない。
- ・今後の方針：緑道には、愛護会のない区間もあり、今後は積極的に町内会へ働きかけていく。また、横浜市全体で愛護会活動の活性化に取り組む方針。地元が自主的に愛護会間の連絡会を運営できるようにしていくことが目標。
（平成 19 年度調査における横浜市都筑区都筑土木事務所下水道・公園係聞き取りによる）

<連携による効果>

- ・緑道の愛護会ネットワークは、漸く課題の検討が始まった段階のため、まだ効果は見られない。
- ・現段階での愛護会活動は緑道内の維持管理のみで、隣接する民有緑地等斜面樹林の保全活動を行うまでには至っていないが、交流の機会ができたことで各々の活動が活発になり、緑道のみならず各住宅管理組合等が所有する隣接の民有緑地についても、活動を広げていくことが期待されている。

<情報提供>

- ・横浜市都筑区都筑土木事務所下水道・公園係

10 海と緑の10,000メートルプロムナード「うみかぜの路」 みかさこうえん かのんざきこうえん ヴェルニー公園、三笠公園、観音崎公園	(公園種別) 近隣公園・特殊公園 (歴史公園)・広域公園	(所在地) 神奈川県横須賀市
	(管理者) 横須賀市 神奈川県	

特 徴	●道路等の歩行空間で海岸の公園等をネットワークし、海辺のプロムナードを形成 都市公園や港湾緑地を道路等でネットワークすることにより、海辺の景観を楽しめる 快適な歩行空間を形成		
隣接施設等の 種類と名称	港湾区域 (緑地)	・新港沿道緑地、平成沿道緑地、うみかぜ公園、海辺つり公園	
	港湾区域 (海岸)	・馬堀海岸、観音崎海岸	
	道路	・国道16号、県道、市道	
立地環境	既成市街地 (横須賀市内の中心市街地から観音崎までの東京湾に沿った海岸)		

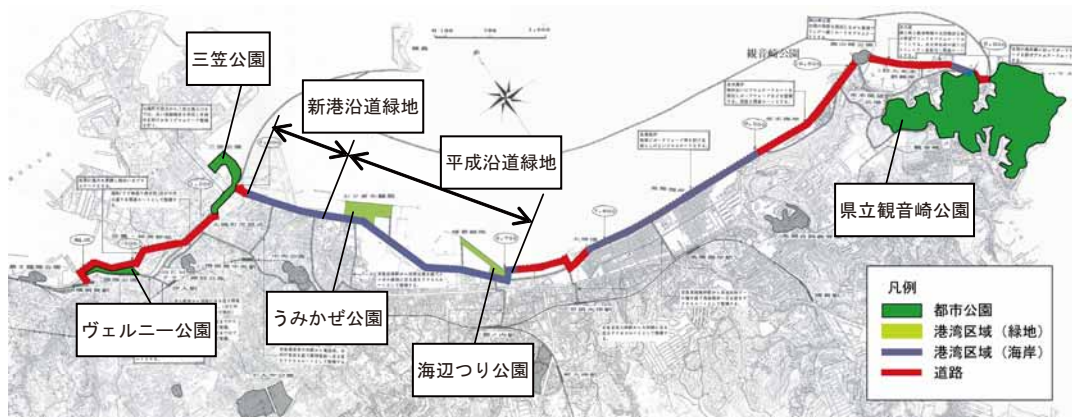
隣接施設等との一体化・連携の概要

◆1 計画・整備段階における港湾緑地・道路等との連携：

市のシンボルプロジェクトとして計画方針のもと、多様な主体が情報を共有化し、事業を実施

【骨格形成レベル】

横須賀市では、東京湾岸の市街地景観を適正に誘導するとともに、海辺のレクリエーション拠点を整備するため、海岸沿いにレクリエーション拠点を歩行空間でつなぐ「海と緑の10,000メートルプロムナード構想」を策定。計画にもとづき、関連する国、県、市の多様な主体が個別に事業を実施し、その進捗状況を共有化しながらプロムナード整備を進めている。



資料) 海と緑の10,000メートルプロムナード基本計画、昭和59年12月、横須賀市

※拠点となる緑地間は、歩道整備や街路樹整備(道路)、デッキ整備(海岸)等による歩行空間で連携されている。



ヴェルニー公園

横須賀製鉄所の開設に大きな功績を残したフランス人技師ヴェルニーにちなんでフランス式庭園様式を取り入れたプロムナードの西端の拠点。



三笠公園

記念艦三笠や音楽噴水、海への眺望が開ける芝生広場などが整備され、中心市街地に近く、「日本の都市公園100選」に選ばれた、横須賀を代表する公園。



県立観音崎公園

プロムナードの東端に位置し、観音崎灯台が建つ岬の公園として海辺の自然環境や景観が保全された三浦半島東京湾側のレクリエーション拠点。

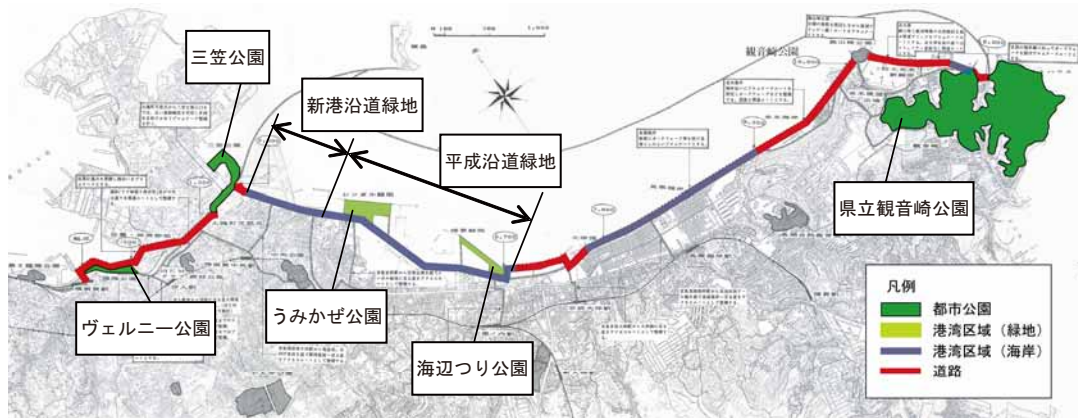
写真3点) 横須賀市パンフレット

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

都市公園の概要				
ヴェルニー公園				
公園種別	近隣公園			
所在地	神奈川県横須賀市汐入町 1-1			
管理主体	横須賀市			
都市計画決定	年月日	昭和 22 年(1947) 4 月 (昭和 60 年(1985)10 月変更)	面積	2.6ha
開設	供用開始年月日	昭和 21 年(1946)10 月 10 日 (平成 12 年(2000) 2 月 15 日)	現況面積	2.6ha
<整備方針>フランス人技師を顕彰し、フランス式庭園様式をとり入れたデザイン <主な施設>フランス式花壇、噴水、洋風あずまや、バラの花壇、ボードウォーク <利用状況>大型の商業施設や文化施設と一体となった地区内にあり、イベントなどに利用されている。				
三笠公園				
公園種別	特殊公園（歴史公園）			
所在地	神奈川県横須賀市稲岡町 82			
管理主体	横須賀市			
都市計画決定	年月日	昭和 31 年(1956) 9 月 (昭和 58 年(1983)12 月変更)	面積	3.4ha
開設	供用開始年月日	昭和 36 年(1961) 5 月 27 日 (昭和 62 年(1987) 4 月 1 日)	現況面積	3.6ha
<整備方針>記念艦三笠の保存・展示、海辺の憩いの場として整備 <主な施設>音楽噴水、壁泉、モニュメント、せせらぎ、野外ステージ、中央広場 <特記事項>日本の歴史公園 100 選、日本の公園 100 選 <利用状況>中心市街地にあり、東京湾に開けた芝生広場が憩いの場として利用されている。				
観音崎公園				
公園種別	広域公園			
所在地	神奈川県横須賀市鴨居 3, 4 丁目、走水 2 丁目地内			
管理主体	神奈川県			
都市計画決定	年月日	昭和 31 年(1956) 9 月 (平成 11 年(1999) 2 月変更)	面積	77.9ha
開設	供用開始年月日	昭和 50 年(1975) 4 月 1 日 (平成 15 年(2003) 3 月 1 日)	現況面積	70.4ha
<整備方針>自然環境を活かしたレクリエーション空間の形成 <主な施設>噴水広場、ふれあいの水辺、園地、観音崎自然博物館、横須賀美術館等 <利用状況>観音崎灯台や美術館、ホテル等が立地し、三浦半島を代表する観光地として利用されている。				
隣接施設等の概要				
	名称		管理主体	
港湾区域（緑地）	新港沿道緑地、平成沿道緑地、うみかぜ公園、海辺つり公園		横須賀市	
港湾区域（海岸）	うみかぜの路		横須賀市	
	馬堀海岸プロムナード（高潮対策事業）		横須賀市	
	走水ボードウォーク		横須賀市	
道路	国道 16 号線		国土交通省関東地方整備局	
	県道 209 号線、横須賀停車場線		神奈川県	
	三笠公園通り、三笠公園周辺市道		横須賀市	
都市公園・隣接施設等の連携に関わる主な経緯				
昭和 57 年	「海と緑の 10,000 メートルプロムナード」を市のシンボルプロジェクトとして位置づけ			
昭和 59 年	基本計画策定（以後、改訂なし）			
昭和 62 年	三笠公園リニューアル開園			
平成 12 年	ヴェルニー公園リニューアル開園			

都市公園・隣接施設等の位置・景観状況

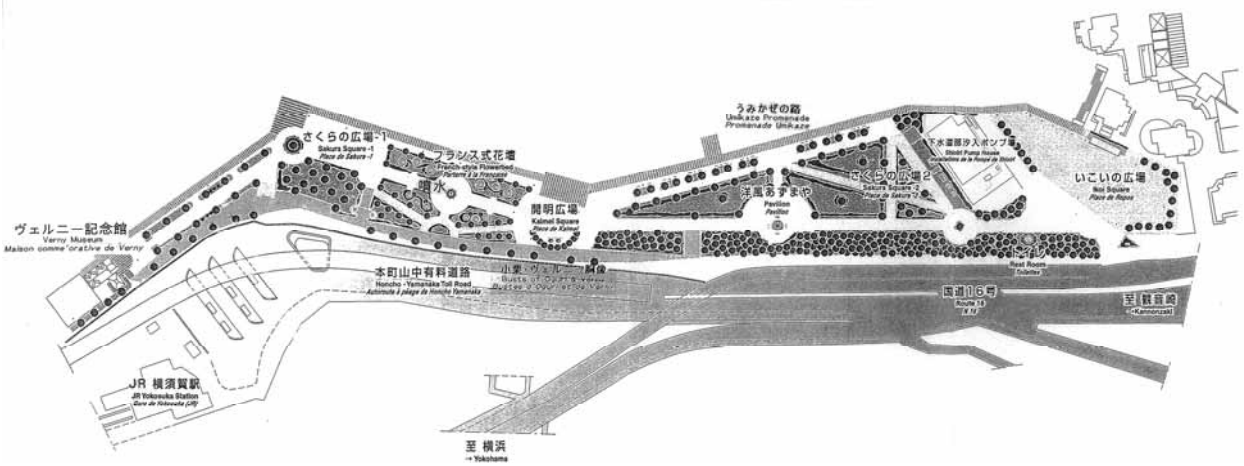
■位置図



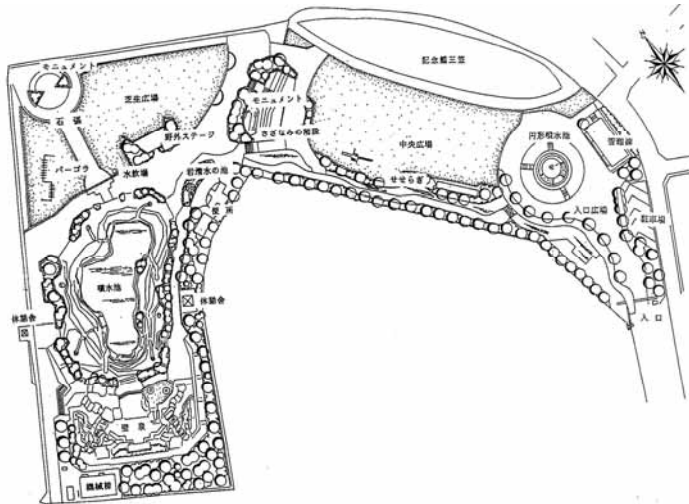
資料) 海と緑の10,000メートルプロムナード基本計画、昭和59年12月、横須賀市

■平面図

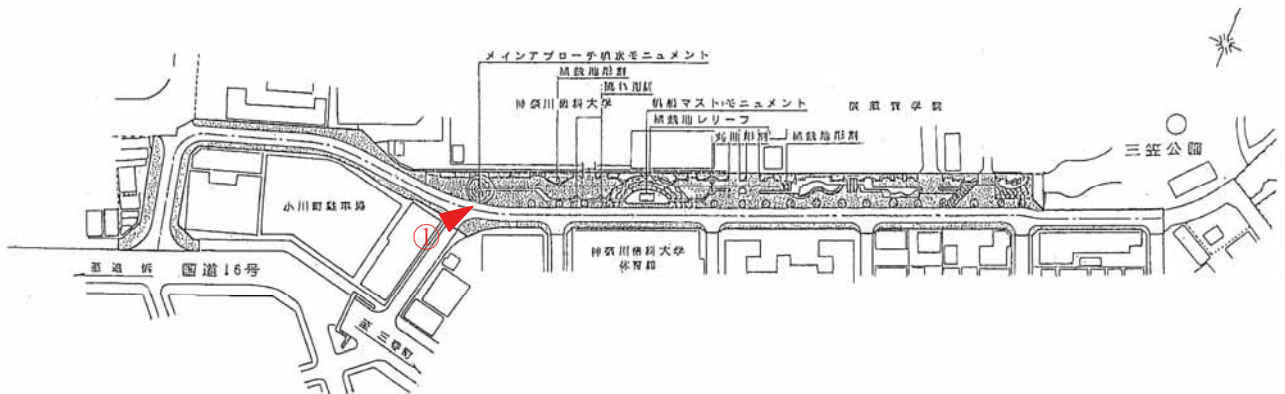
<ヴェルニー公園>



<三笠公園>



①三笠公園通り（公園）
国道16号から三笠公園までを結ぶ。
海辺らしいモニュメントを設置。



②うみかぜ公園
港湾緑地として整備。海辺のリゾートパークとして整備。
写真) 横須賀市パンフレット



③海辺つり公園
港湾緑地として整備。猿島や房総半島が眺望できるボードウォークを整備。
写真) 横須賀市パンフレット



④馬堀海岸プロムナード
海岸の高潮対策と同時に、国道の歩道をプロムナードとして整備。ヤシ類を植栽して海辺を演出。
写真) 横須賀市

連携の内容**◆1 計画・整備段階における港湾緑地・道路等との連携：
市のシンボルプロジェクトとして計画方針のもと、多様な主体が情報を共有化し、事業を実施****<連携の背景・きっかけ>**

- ・昭和 57 年に「文化の元年」を宣言した横須賀市では、「海と緑の 10,000 メートルプロムナード」事業を市の文化行政のシンボルプロジェクトとして位置づけ、東京湾岸の市街地景観を適正に誘導するとともに、海辺のレクリエーション拠点を整備するため、基本計画を策定した。これに基づき JR 横須賀駅から平成町、馬堀海岸を経て観音崎まで、5つの公園緑地を含む約 10 kmの海を楽しむ遊歩道として整備を進めることとなった。

<連携の手法・工夫点>**①関係各方面への協力要請の指針となる基本計画の策定**

- ・市のシンボルプロジェクトとして位置付けられた事業として、横須賀市文化振興課が中心となって関係機関と調整しながら基本計画をとりまとめた。計画のとりまとめにあたっては、昭和 57 年からの文化行政推進会議、調整会議、専門会議における検討結果をもとにしている。
- ・とりまとめた基本計画は、プロムナードづくりの基本的方向づけを定めたものとして、各種設計・実施の際の基準となるとともに、市民・企業、国、県等への協力要請の際の指針となっている。
- ・昭和 59 年に策定された基本計画に基づいて現在も整備が進められている。
- ・計画に位置付けられた個別の事業については、市の担当課が中心となり、基本計画に示された計画のもとで実施している。また、国、県に関わる事業についても、各々に関連する市の担当課から調整を行っている。（各事業区分は、参考資料参照）

②定期的な連絡会議による事業の進捗状況の把握と状況の共有化

- ・基本計画に基づく事業の進捗については、年 1～2 回程度、市文化振興課が事務局となって庁中会議を開催。関連する担当課等が参加して事業の報告が行われ、情報の共有化を図っている。
- ・市文化振興課では、庁中会議で報告された事業をもとに、毎年、事業の進捗率を把握している。（平成 18 年度末現在、延長ベース：72.9%）

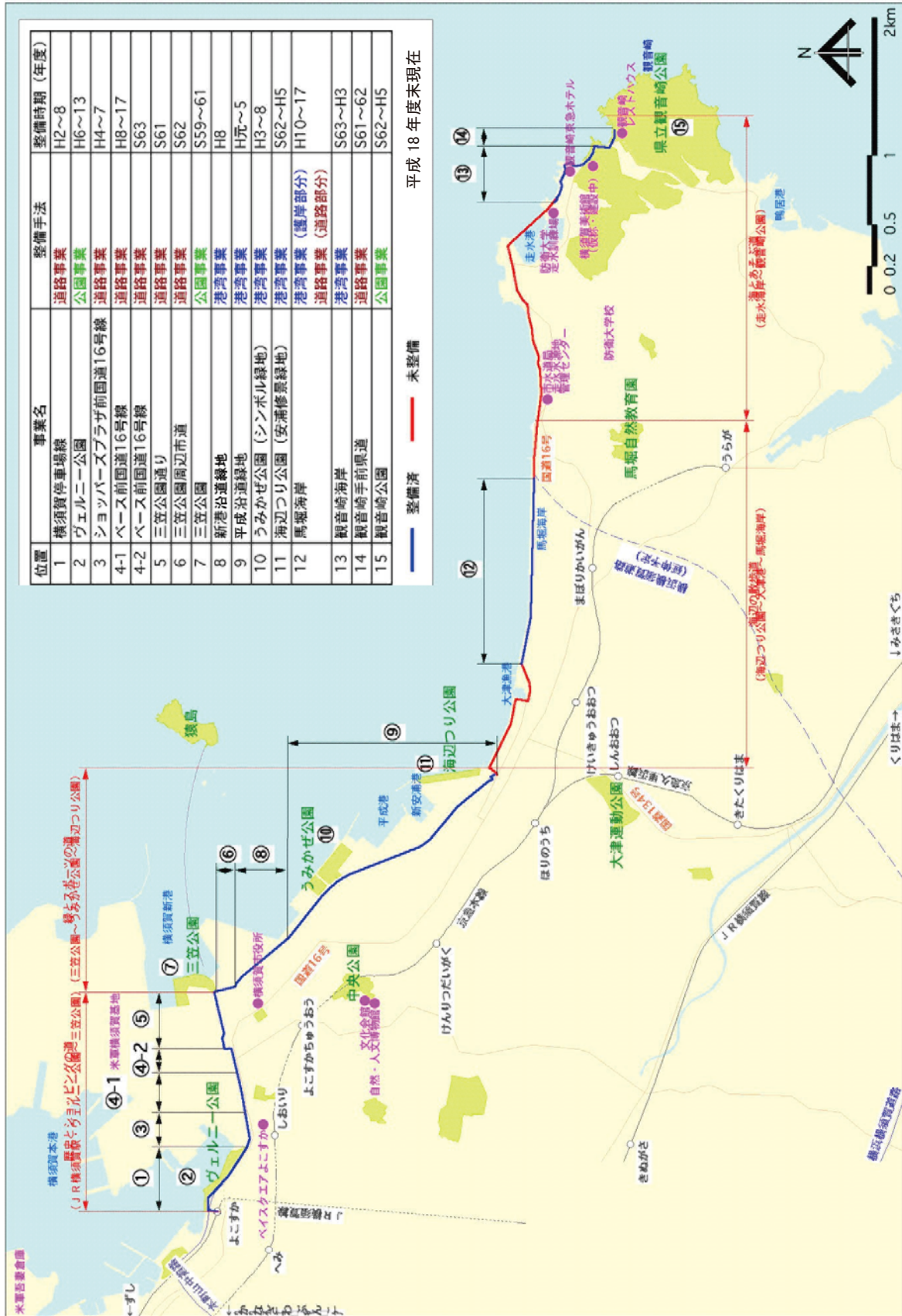
<連携による効果>

- ・年 1～2 回程度、庁中会議において関係者間で情報の共有が行われることにより、全体の事業の進捗が把握できるだけでなく、情報の共有化が可能となっている。そのため、構想の実現が長期にわたり、担当者の異動にもかかわらず、現在でも当初策定された基本方針が各事業に活かされている。
- ・また、庁中会議のメンバーは、市による新たな施策の取組や周辺地域の変化等の状況に応じて必要なメンバーが加えられているため、参加するメンバーは状況に応じた対応が可能となっている。

<情報提供>

- ・横須賀市
- ・神奈川県県土整備部都市整備公園課都市公園計画班

■事業区分



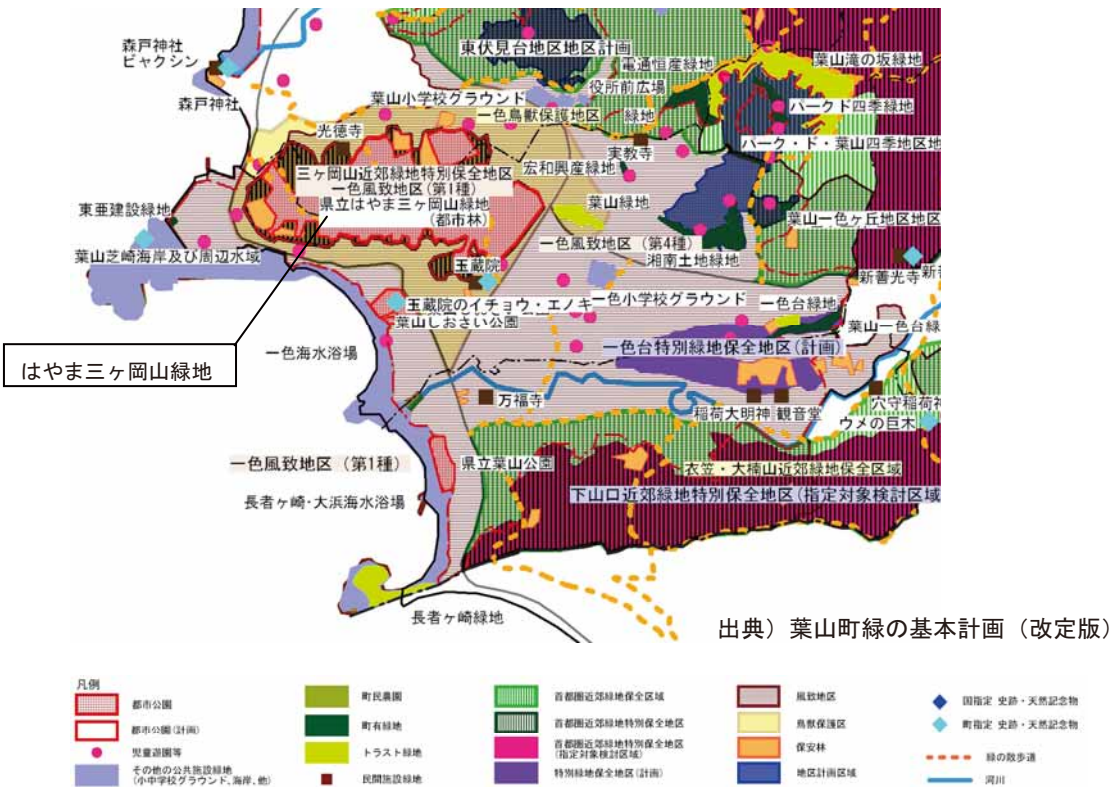
出典) 大津地区港湾緑地整備計画調査業務報告書、平成 18 年 3 月、横須賀市

さんがおかやまりよくち 11 はやま三ヶ岡山緑地	(公園種別) 都市林	(所在地)
	(管理者) 神奈川県	神奈川県三浦郡葉山町

特徴	●風致地区内の拠点緑地の担保により、一帯の良好な住宅地景観の保全を強化 風致地区内の斜面樹林について担保性を強化することによって、海岸部の良好な邸宅群とその背景を成す斜面樹林が一体となった景観を保全している。	
隣接施設等の種類と名称	民有緑地	・近郊緑地特別保全地区
	風致地区	・葉山一色風致地区（第1種）
立地環境	既成市街地（海岸の保養地から発展した良好な住宅地）	

隣接施設等との一体化・連携の概要

◆1 計画・整備・管理運営段階における連携：
風致地区内の景観形成上重要な民有緑地を公園化 【空間確保レベル・波及効果レベル】
 海岸保養地の面影を残す良好な住宅地景観を形成している風致地区において、緑豊かな景観形成上、重要な要素となっている三ヶ岡山の民有樹林の担保性を強化するため指定した近郊緑地特別保全地区において、土地の買入れがまとまった地区に緑地の保全を損なわない範囲で緑に親しむ施設を設け、都市公園（都市林）として開設した。



一色海岸からの三ヶ岡山の眺望
 御用邸等が立地する葉山一色海岸沿いには、かつて保養地の別荘だった邸宅が並び、三ヶ岡山はその背景を成す。

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

都市公園の概要				
公園種別	都市林			
所在地	神奈川県三浦郡葉山町一色			
管理主体	神奈川県			
都市計画決定	年月日		面積	29.60ha
開設	供用開始年月日	平成9年(1997)7月13日	現況面積	29.57ha
<p><整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況の自然環境の保全を図ることを基本として、ハイキングコースとして利用されていた道を園路として整備。 <p><主な施設> 園路、広場、四阿</p> <p><特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山が眺められる好スポットであることから、平成16年10月「関東の富士見100景」に選定された。 <p><利用状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内には3つのハイキングコースが設定され、市街地背後の手軽なハイキングコースとして利用が多い。 ・山頂からは、相模湾越しの富士山や相模湾岸を俯瞰する眺望が楽しめる。また、眼下には美しい海岸線とともに、海岸沿いの緑豊かな邸宅群が俯瞰される。 				

隣接施設等の概要		
民有緑地	名称	三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区
	指定年月日	昭和42年3月29日
	面積	約33.2ha
風致地区	地区名称	一色風致地区(第1種)
	指定年月日	昭和16年9月4日(昭和45年9月18日変更)
	面積	307.80ha

都市公園・隣接施設等の連携に関わる主な経緯	
明治～大正期	葉山海岸沿いに海岸保養地として別荘が多く建てられる
昭和16年	一帯を風致地区に指定
昭和42年	三ヶ岡山を近郊緑地特別保全地区に指定、土地の買い入れ開始
平成9年	緑地保全地区として整備を進め、都市公園として開園
平成18年	湘南邸園文化祭2006開催

都市公園・隣接施設等の位置・景観の状況

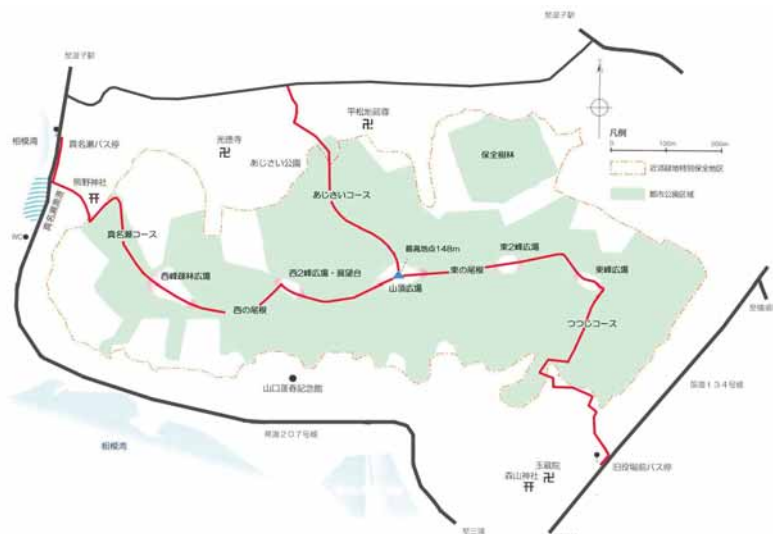
■位置図



- ・葉山海岸からは、樹林に覆われた三ヶ岡山が良く望まれ、海岸沿いの庭園邸宅等が残る住宅地の背景となり、一体となった海岸景観を形成している。
- ・近年、これらの景観形成上、重要な要素となっている庭園邸宅が老朽化や売却によって土地の細分化、建て替え等が進み、かつての海浜保養地の景観が変化している。

出典) 電子国土 <http://cyberjapan.jp>

■全体平面図



山頂からの眺望
富士山の眺望ポイントとして選定されている。

出典) 神奈川県横須賀土木事務所ホームページ



山頂からの眺望

写真) (財)神奈川県公園協会ホームページ



公園内のハイキングコース

写真) 神奈川県ホームページ

連携の内容

◆ 1 計画・整備・管理運営段階における連携： 風致地区内の景観形成上重要な民有緑地を公園化

<連携の背景・きっかけ>

- ・葉山海岸は、初期の海水浴場のひとつであり、明治～大正時代にかけて御用邸をはじめ別荘が多く建てられ海浜の保養地として昭和 16 年に風致地区に指定された。現在でも、海岸部には御用邸があるほか、海岸から三ヶ岡山周辺には山口逢春邸（現在、記念館として公開）やその当時建てられた庭園をもつ別荘邸宅が多く残り、良好な住宅地を形成している。
- ・三ヶ岡山は、その住宅地の背後に独立した丘陵を形成し、その樹林に覆われた斜面は緑の多い別荘邸宅の背景を成し、風致地区の景観形成上、重要な緑地となっている。また、三ヶ岡山の頂上は、相模湾越しに富士山を望む眺望地点として親しまれている。
- ・昭和 30 年代以降、急速に宅地化が進行し、葉山の風景のシンボリック的存在である三ヶ岡山の緑も失われる恐れがあった。
- ・このような環境にある三ヶ岡山は、昭和 42 年に近郊緑地特別保全地区として指定され、緑地として担保していくこととなった。

<連携の手法・工夫点>

①都市公園の設置及び都市林としての整備

- ・神奈川県では、近郊緑地特別保全地区において買い入れ地がまとまり、公有化率が約 70%を超えたのを受けて、所管課と実際の管理を行う土木事務所、及び地元の葉山町と「保全緑地の管理・活用計画」を策定し、県民が自然と触れ合える「ふれあい施設」として、施設整備を行った。
（開園区域内には一部町有地が含まれているため、葉山町と使用貸借の覚書を締結している。）
- ・その施設の管理法として都市公園法を適用し、「三ヶ岡山緑地」（都市林）として開園告示を行った。
- ・近郊緑地特別保全地区であることから、公園として開設するにあたり、園路・四阿・ベンチ等最小限の施設を整備することとどめ、また、尾根筋から相模湾及び江ノ島を、さらに天気にも恵まれると富士山を眺めることができる場所があることから、小規模な展望デッキを設置した。

②別荘邸宅の立地する環境を活かした普及啓発

- ・葉山をはじめ湘南海岸沿いは、海岸の保養地として広い庭園を有する別荘邸宅が多く立地し、政財界人や文化人が滞在・交流する地域として多様な文化を発信してきた。近年、そのような邸宅が減少していることから、独特の景観を保全するため、葉山でも風致地区内に残る邸宅の保全運動も行われるようになっていく。
- ・神奈川県では、かつて文化を発信してきた湘南に残る保養地らしい環境を活かし、地域づくりにつなげていくため、「邸園文化圏再生構想」を進めており、平成 18 年度、19 年度と湘南地域一帯に残る邸宅等において「湘南邸園文化祭」を開催し、イベントを通じて湘南の邸園文化や景観をアピールし、ストックを活かしたまちづくりの誘導を図っている。

<連携による効果>

- ・近郊緑地特別保全地区の指定により、公有地化が進み保全に支障のない範囲で施設整備をし、公園として公開した。かつての海岸保養地の景観を残している風致地区内の景観を構成している重要な要素の担保性を高めることができた。
- ・葉山において特徴的な一色風致地区の景観保全のために三ヶ岡山緑地の保全と整備を行い風致地区内の景観拠点を形成したことが、邸園文化を活かしたまちづくりの方向づけに寄与したと考えられる。

<情報提供>

- ・神奈川県県土整備部都市整備公園課
- ・神奈川県県土整備部横須賀土木事務所

へいわ もりこうえん 12 平和の森公園	(公園種別) 特殊公園 (歴史公園)	(所在地)
	(管理者) 長岡市	新潟県長岡市

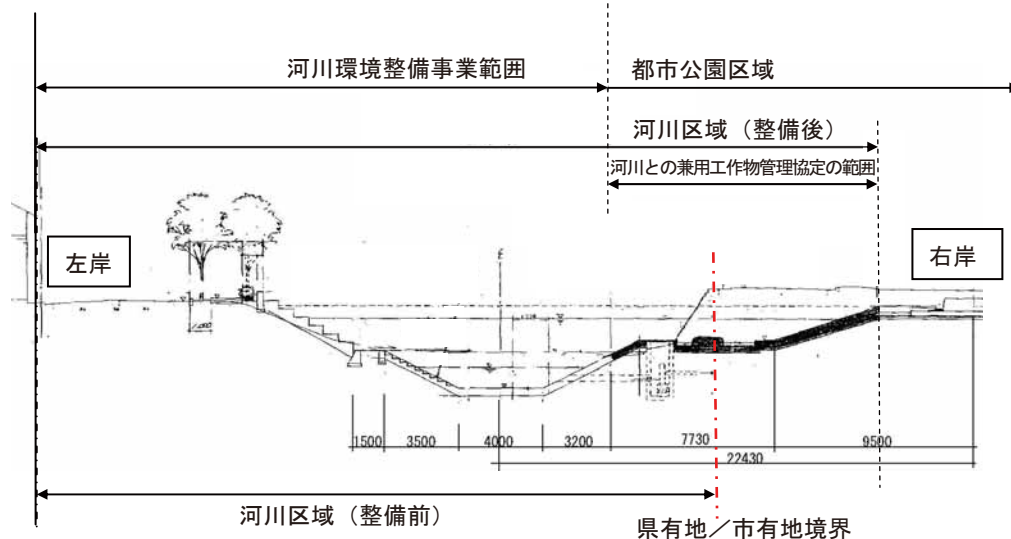
特 徴	●河川との一体的整備による、新たな水辺のシンボル景観の形成 河川沿いの遊休地を活用した親水護岸の整備や平和公園にふさわしいシンボリックな演出など、河川との一体的整備により、水辺の新たな景観を創出した。	
隣接施設等の種類と名称	河川	・柿川
立地環境	既成市街地 (中心市街地に近い比較的密集した既存の低層住宅地)	

隣接施設等との一体化・連携の概要

◆ 1 計画・整備段階における河川との連携 :

一体的整備を前提とした河川改修と公園整備との同時実施 【空間確保レベル・境界処理レベル】

河川との一体的整備をコンセプトとすることをふまえ、河川管理者へ一体的整備を要望し、河川事業による河川改修及び河川区域上部の活用による都市公園整備が実現した。また、同一設計者による河川と公園の一体的設計や河川管理者との管理協定等によりコンパクトでシンボリックな水辺の景観が実現し、当初のコンセプトが継承されている。



資料：長岡市提供「河川断面図」



上流側から見た景観
 右側 (右岸側) が公園区域。左側 (左岸側) は、河川管理者が公園整備と一体的に河川整備を行った階段護岸、遊歩道、植栽。



左岸から上流を見た景観
 県が河川環境整備事業を活用して整備した右側 (左岸側) の階段護岸は、左側 (右岸側) で開催されるイベント時の観客席に利用される。(協定により市が清掃管理のみ実施)

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

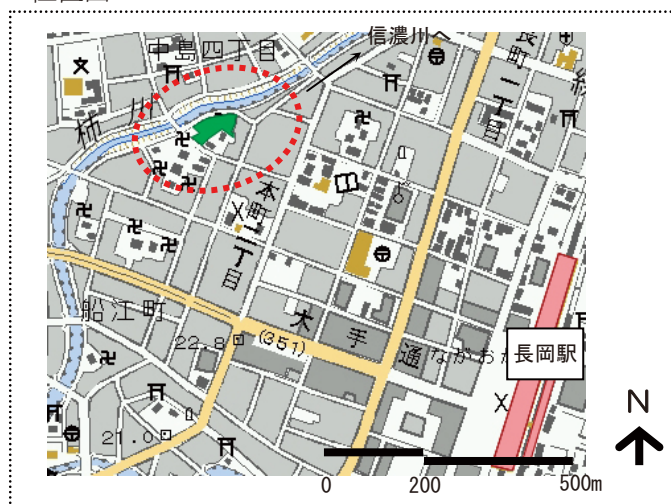
都市公園の概要				
公園種別	特殊公園（歴史公園）			
所在地	新潟県長岡市本町3丁目			
管理主体	長岡市（公園緑地課公園管理係）			
都市計画決定	年月日	—	面積	—
開設	供用開始年月日	平成8年(1996)8月1日	現況面積	0.30ha
<p><整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・柿川や右岸側の市道敷を含めて、柿川周辺を一体的に利用できるように整備する。 ・河川護岸を公園デザインに組み入れ、まとまりのある河川景観を形成する。 ・対岸の左岸側を含めた一体的整備とともに、演出のための光のフォーリーや水景施設の整備により、平和祈願祭等のセレモニーに対応できるようにする。 <p><主な施設> 芝生広場、石の舞台、瞑想の広場、水の劇場、平和像・記念碑・記憶の森、四阿、照明灯、便所、駐車場</p> <p><特記事項> 第6回日本建築美術工芸協会賞</p> <p><利用状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地内の公園として、平常時は近隣住民の散策の場や憩いの場として利用されている。 ・戦災50周年事業の一つとして建設され、毎年8月1日に平和祈願祭式典会場として利用されている。 ・夏には、子どもたちが石の舞台で水浴びを楽しんでいる。 				

隣接施設等の概要		
河川	名称	柿川（一級河川信濃川水系）
	管理主体	新潟県（長岡地域振興局）

都市公園・隣接施設等の連携に関わる主な経緯	
平成6年	戦災50周年事業の一つとして平和公園の建設が決定
平成7年	基本計画策定を長岡造形大学に委託、河川との一体的整備決定
平成7～8年度	柿川環境整備事業及び都市公園整備事業実施
平成8年8月	都市公園として開園、新潟県と右岸側の兼用工作物管理協定締結
平成8年9月	新潟県が整備した左岸側について施設維持管理協定締結

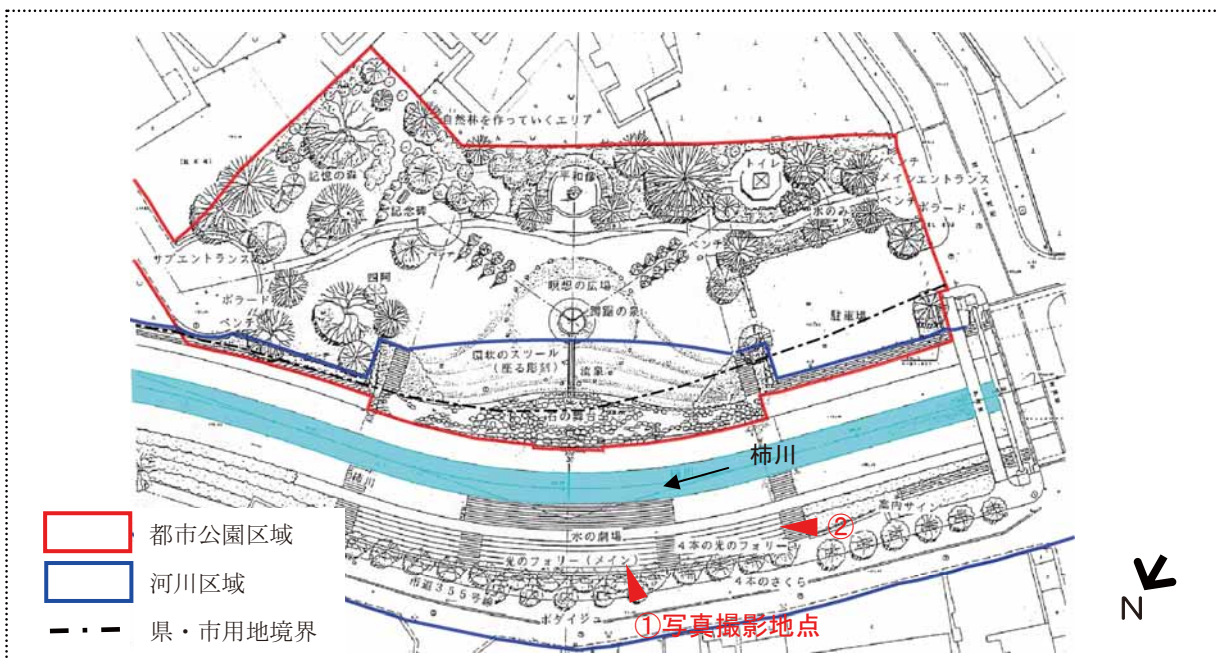
都市公園・隣接施設等の位置及び景観の状況

■位置図



出典) 電子国土 <http://cyberjapan.jp>

■全体計画平面図



①公園全景
左岸側より右岸の公園を望む



②公園（右岸側：写真右）と河川（流水部及び左岸側：写真左）の一体的景観

連携の内容

◆1 計画・整備段階における河川との連携： 一体的整備を前提とした河川改修と公園整備の同時実施

<連携の背景・きっかけ>

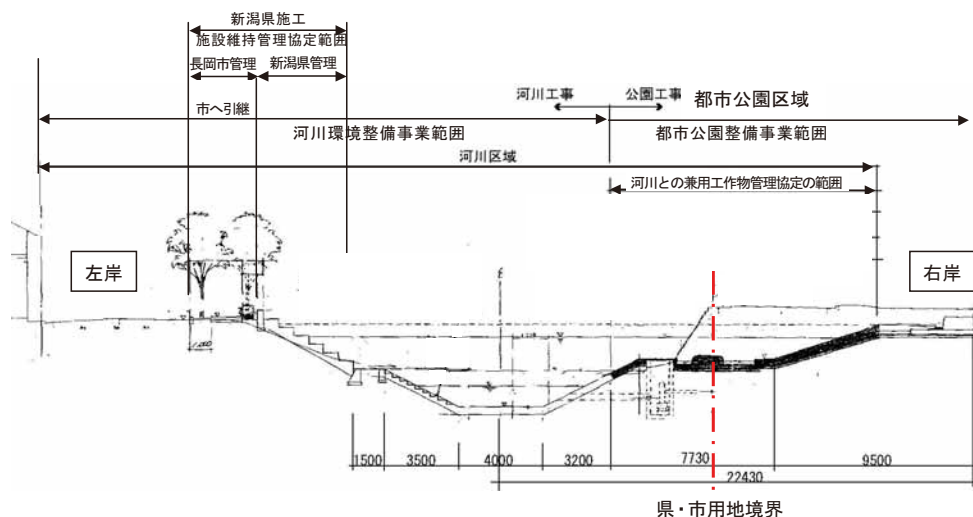
- ・長岡市では、戦災 50 周年事業の一つとして、平和を祈念する公園を建設することになり、ふさわしい場所として河川が弓状にまがった箇所、遊休地となっていた市教育委員会事務所跡地（市有地）を事業用地とし、公園を整備することとなった。
- ・基本計画を担当した長岡造形大学のランドスケープアーキテクトである上山良子教授（当時）から河川との一体的な公園整備をコンセプトとする提案がなされた。
- ・それを受け、長岡市は、河川管理者である新潟県に対して河川との一体的整備を要望。県と市との合意のもと、県による河川改修と市による都市公園整備を同時に実施することとなった。

<連携の手法・工夫点>

①公園整備のコンセプトをふまえ、右岸側河川区域内に占用許可を受け、都市公園を設置

- ・教授の提案を受け、河川との一体的整備のコンセプトのもと、河川の占用許可を受けて河川改修と公園整備との一体的かつ同時整備が実現した。
- ・河川管理者との協議の結果、護岸の親水性を高めるために緩傾斜化して河川区域を拡張。修景護岸等を整備した公園区域と河川区域が重複する部分について兼用工作物とすることで合意を得た。

■標準断面図



資料) 長岡市提供

②河川環境整備事業と都市公園整備事業との同時実施

- ・柿川は、河川改修計画はあったが改修は実施されておらず、公園整備計画をきっかけとして、左岸側と流水部は「柿川環境整備事業」を活用し、新潟県が右岸側と一体となる設計により整備を行うこととなった。
- ・右岸側は、河川区域を変更し、緩傾斜の修景護岸や河川水を活用した水景施設等の整備を長岡市が実施した。
- ・左岸側は、河川区域を変更せず、新潟県が河川事業により平和祈願等のセレモニー時に対応できる階段状護岸（水の劇場）や路肩を利用した緑の遊歩道を整備した。

■河川環境整備事業の概要

名称	実施年度	事業範囲	整備内容
柿川環境整備事業	平成8年度	河川区域内（左岸側・流水部） （面積約0.56ha）	<左岸側> 緑地整備（遊歩道）、階段護岸、植栽、光のフォーリー

■都市公園整備事業の概要

名称	実施年度	事業範囲	整備内容
平和の森公園整備事業	平成7～8年度	河川区域内（右岸側）	<右岸側> 修景護岸、取付護岸、階段、水景施設

③公園設計及び土木設計における同一設計者への委託

- 設計については、基本計画段階から委託していた教授に河川区域内設計も含めて設計委託することにより河川の護岸についても公園デザインに取入れた親水性のある一体的な設計が行われた。

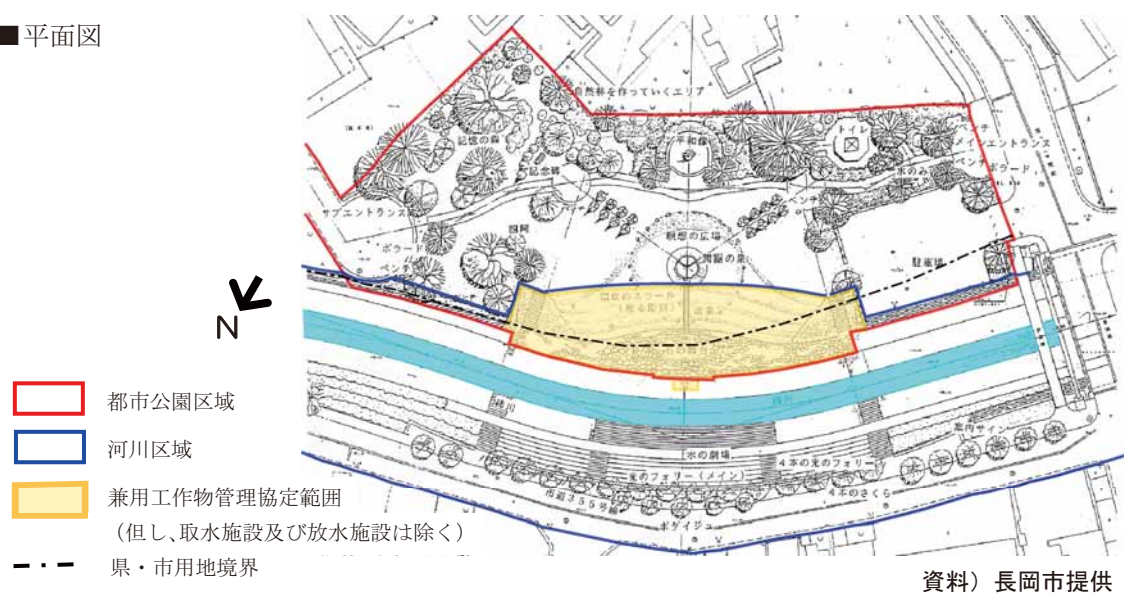
④河川管理者と市との管理協定締結により、河川施設と公園施設を一体的に維持管理

- 右岸側の河川区域と公園区域が重複している範囲について、県と市が兼用工作物管理協定を締結し、各々が協定にもとづき管理及び費用負担をしている。
- 河川環境整備事業により県が整備した左岸側の施設のうち遊歩道等については、整備後、県から市（道路管理者）へ移管された。
- また、河川環境整備事業により県が施工した左岸側の階段護岸等については、整備後、県と市の間で維持管理協定が締結され、市が清掃等の日常的維持管理を実施している。（一級河川柿川地方特定河川等環境整備事業に係る施設に関する維持管理協定（平成8年9月24日）による。）

■施設維持管理協定により維持管理区分された施設

河川管理者（県）が施工し市（道路）が引継いで維持管理する施設 （左岸側の河川占用許可物件）	遊歩道（240 m ² ）植栽、照明灯、光のフォリー側溝
県が施工し河川管理施設として県が管理する施設	左岸：階段護岸 （280 m ² 、ただし清掃等の維持管理は市が実施） 右岸：河川堤防（100 m ² ）

■平面図



資料) 長岡市提供

<連携による効果>

- 計画段階から長岡造形大学の上山良子教授が参画し、計画から設計までのアドバイスを得られたことで、河川管理者への一体的整備の要望やその後の協議も円滑に進めることができた。
- 河川と公園の設計を同一設計者に委託することにより、河川と公園の一体的整備のコンセプトが貫かれた整備が可能となった。
- 公園と河川改修を同時に実施することにより、河川と公園が一体となった、境界を感じさせない水辺の景観を実現することができた。また、河川区域内の兼用工作物化や河川側と一体的に維持管理する協定を締結することにより、整備後においても当初の景観を維持していける環境が整った。

<情報提供>

- 長岡市公園緑地課公園管理係

